

# 滋賀県営都市公園指定管理者募集要項

【共 通 編】

令和5年12月

滋賀県土木交通部

都市計画課

目 次【共 通 編】

1	指定管理者の募集について	1
2	都市公園の概要	1
	(1) 指定管理者を募集する公園グループ	
	(2) 都市公園の名称及び所在地	
	(3) 都市公園の目的・役割、基本的な運営方針、施設の内容等	
3	本業務にあたり遵守すべき関係法令	1
4	指定管理者が行う業務の範囲等	2
	(1) 業務の範囲	
	(2) 管理業務の範囲外の業務	
	(3) その他	
5	指定予定期間	4
6	管理業務を行う際の条件等	4
	(1) 管理業務に要する経費	
	(2) 管理運営方針	
	(3) 管理の水準	
	(4) 指定管理者と県とのリスクの分担	
	(5) その他管理業務を行うに当たって指定管理者が留意しなければならない事項	
	(6) 指定管理業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項	
	(7) 事業計画および事業報告	
	(8) 管理業務の状況把握および評価	
	(9) 備品の帰属	
	(10) 調査	
	(11) 管理業務を実施するに当たっての注意事項	
	(12) 提供した資料の取扱い	
7	申請の手続	17
	(1) 募集要項の配布	
	(2) 申請者の備えるべき資格等	
	(3) 申請の方法	
	(4) 質問事項の受付	
	(5) 説明会の実施	
8	申請に際しての留意事項	23
	(1) 失格または無効	
	(2) 申請内容の変更	
	(3) 著作権の帰属等	
	(4) 申請の辞退	
	(5) 費用の負担	
	(6) 情報公開	
	(7) その他	
9	指定管理者の指定等	25
	(1) 指定管理者の候補者の選定	
	(2) 選定に当たっての審査方法等	
	(3) 指定管理者の指定方法	
10	指定管理者指定後の手続	26
	(1) 協定の締結	
	(2) 引継ぎ	
	(3) その他	
11	スケジュール	27
12	問合せ先	27
	別 記	28
	別表 1 指定管理者を募集する公園	35
	別紙 1 都市公園 審査の基準	36
	別紙 2-1、2-2 公園概要	37

資料 1	滋賀県都市公園管理業務共通仕様書
資料 2	管理料参考額の詳細および県支出金の支出実績額・内容（内訳）
資料 3	公園利用者の推移
資料 4	備品一覧表（湖岸緑地の南湖東岸地域）
資料 5	都市公園トイレ一覧表
資料 6	電気水道契約一覧表
資料 7	協定例
資料 8	公園に関する防犯上の指針
資料 9	指定管理者自主事業承認基準
資料 10	社会実験の検証結果
資料 11	各公園の整備状況一覧表

申請様式集（湖岸緑地（（南湖東岸地域）、（湖東湖北地域）））

図面

## 1 指定管理者の募集について

公の施設の管理主体については、平成 15 年 6 月の地方自治法の一部改正により指定管理者制度が導入され、民間事業者を含む法人その他の団体も指定管理者として施設の管理を行うことができるようになりました。

このため、滋賀県では、県営都市公園（以下「都市公園」といいます。）について、住民サービスのさらなる向上と管理運営の効率化を図るため、指定管理者制度を導入することとし、この要項により指定管理者を募集します。

特に、申請にあたっては以下の点を十分考慮した利用促進、公園管理を行うための事業計画書の提出を求めます。

- ① 公園施設の維持管理体制の構築と管理水準の向上を図り、公園ごとの特性にあった的確かつ効果的な公園管理
- ② マナーアップの啓発を含む快適性の向上の取組
- ③ 自主事業等による多様な利用者ニーズに対応した緑とオープンスペースの有効活用・情報発信

## 2 都市公園の概要

### (1) 指定管理を募集する公園グループ

- ① 湖岸緑地の南湖東岸地域  
（滋賀県営都市公園（湖岸緑地山田新浜地区、志那地区、赤野井吉川地区および中主吉川地区））
- ② 湖岸緑地の湖東湖北地域  
（滋賀県営都市公園（湖岸緑地能登川地区、新海薩摩地区、薩摩宇曾川地区、曾根沼地区、犬上川大藪地区、松原米川地区、長浜南浜地区および大浜安養寺地区））

### (2) 都市公園の名称及び所在地

別表 1 のとおり

### (3) 都市公園の目的・役割、基本的な運営方針、施設の内容等

別紙 2-1、2-2 のとおり

## 3 本業務にあたり遵守すべき関係法令

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (2) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
- (4) 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）

- (5) 都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）
- (6) 都市公園法施行規則（昭和 31 年建設省令第 30 号）
- (7) 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）
- (8) 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）
- (9) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (10) 滋賀県都市公園条例（昭和 53 年滋賀県条例第 13 号）（以下「条例」といいます。）
- (11) 滋賀県都市公園条例施行規則（昭和 53 年滋賀県規則第 26 号）（以下「規則」といいます。）
- (12) 滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例（平成 14 年滋賀県条例第 52 号）
- (13) 滋賀県行政手続条例（平成 7 年滋賀県条例第 40 号）（以下「行政手続条例」といいます。）
- (14) 滋賀県個人情報保護条例（平成 7 年滋賀県条例第 8 号）（以下「個人情報保護条例」といいます。）
- (15) 滋賀県情報公開条例（平成 12 年滋賀県条例第 113 号）
- (16) 滋賀県財務規則（昭和 51 年滋賀県規則第 56 号）
- (17) その他業務に必要な法令

#### 4 指定管理者が行う業務の範囲等

##### (1) 業務の範囲

概ね次の①から④までの内容に分類され、指定管理者には、公園内の施設の利用、維持、保全および運営に係る包括的な管理を行っていただきます。指定管理業務を実施するに際し、総括管理責任者、副総括管理責任者、施設管理責任者、植栽管理責任者を配置することを求めますが、別添資料 1「滋賀県都市公園管理業務共通仕様書」（以下「管理業務共通仕様書」という。）5 に記載のとおり、それぞれの役職を兼ねることができ、最少 2 名の配置で指定管理業務を行うことが可能です。

なお、管理運営方針および業務内容に関する細目的事項は、別添資料 1「管理業務共通仕様書」3、および 6、ならびに別紙 2-1、2-2 各施設の「公園概要」を参照してください。

##### ① 公園施設の維持管理業務

- ア 公園施設の位置、機能、特性を十分に把握した上で、すべての施設を清潔かつその機能を正常に保持し管理を行っていただきます。
- イ 「滋賀県 公園施設長寿命化計画」に基づき、長寿命化に資する日常的な保守と計画的できめ細やかな修繕等を行い、来園者が快適かつ安全に利用ができるよう適正に維持管理を行っていただきます。

##### ② 植栽の維持管理業務

- ア 公園の特性や利用形態等を踏まえ、適切に保全管理を行っていただきます。

イ 植栽地（植込地、花壇、芝生、樹木、草地等）の管理については、当初の植栽意図を踏まえ、各植物の特性に配慮した上で、良好な植栽景観を保ち、適正に維持・育成するよう管理を行っていただきます。また、現状の植栽状況等を調査把握した上で、台帳等を作成し適切に管理を行っていただきます。

③ 公園の管理運營業務

公園の案内、利用指導、苦情対応、公園内の巡視、自然環境保全、事故予防、安全確保、利用促進事業およびその他公園運営に係る企画調整等の運營業務を行っていただきます。

④ その他管理上必要と認める業務を行っていただきます。

※なお、県と指定管理者の役割分担を示した表は、別添資料1「管理業務共通仕様書」の15を参照してください。

## (2) 管理業務の範囲外の業務

指定管理者は、都市公園の用途または設置目的を妨げず、かつ管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとしますので、施設の効用を最大限に発揮させる観点から、創意工夫を活かして積極的に提案してください。

ただし、この場合、あらかじめ自主事業承認基準（別紙）に基づく県の承認、都市公園法第5条、第6条および条例第2条第2項に基づく知事の許可が必要となります。事業実施後は、毎年度終了後に参加者の状況、事業成果および経理状況等を県に報告してください。

① 自主事業に関する留意事項

ア 「自主事業」とは、規則で定める使用料以外の料金を徴収したり、売上金を得るために、指定管理者が実施する事業を指します。（例：イベント、物販、有料駐車場等）。自主事業に要する経費に県が支払う管理に要する経費をあててはなりません。自主事業により得た収益（自主事業の総収入から総支出を差し引いた営業損益）は指定管理者の収入になります。なお、自主事業の提案にあたって収益が見込まれる場合、その収益の1/2以上は都市公園のサービス水準向上（指定管理者として求めている管理水準以上とします。）を目的とした業務に還元してください。

イ 指定管理者が自主事業を実施する場合には、あらかじめ県と協議し必要な許可を得なければなりません。その際、滋賀県行政財産使用料条例に定める使用料を県に支払う場合があります。自主事業が公園利用にふさわしくない場合は許可しない場合があります。

ウ 事業計画書において提案された自主事業の可否については、県と協定を締結する際に改めて協議するものとします。

なお、提案された自主事業が認められない場合に、申請自体を辞退する恐れがある場合は、必ずその旨を事業計画書に明示してください。

エ 提案された自主事業は履行の義務を負います。

### (3) その他

- ① 令和6年4月1日以前において、既に使用承認のあった施設利用や実施が決定している事業については、現在の管理受託者から引き継ぐこととします。
- ② 都市公園法に基づく占用許可等の許可に関する業務は、県が行います。
- ③ 自動販売機等の設置に係る行政財産の使用許可に関する業務は、県が行います。
- ④ 県では、自主財源の確保や施設サービスの向上を図るため、ネーミングライツ(※)の取り組みを進めています。都市公園においても、今回の指定期間中にネーミングライツを導入する可能性があり、その際の取扱いは次のとおりとします。

(※) ネーミングライツとは、公の施設に「企業名や商品名等を冠した愛称」を付与する権利を与える代わりに、ネーミングライツパートナー（命名権者）から対価としてネーミングライツ料を得る取り組みです。

ア 施設に係る印刷物やホームページでは、愛称を用いることとし、作成に要する費用は、印刷物については作成者、ホームページについてはホームページの管理者が負担するものとします。

イ 指定管理者は、イベント等の開催時に、愛称を使用した広報を行うよう、主催者や施設利用者等に徹底することとします。

ウ ネーミングライツ導入に伴い、ネーミングライツパートナーの負担により、施設の看板や案内図等の表示変更や改修工事を行うことがあります。この場合、県は、事前に指定管理者と協議を行うこととします。

エ その他ネーミングライツ導入に伴い、指定管理者の業務内容等に変更が生じた場合は、県と指定管理者は業務内容等について、協議を行うこととします。

## 5 指定予定期間

- ① 別表1のとおりとします。
- ② 指定予定期間は、議決後、正式に指定期間となります。
- ③ ただし、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、県は、公の施設の管理の適正を期するため行った必要な指示に指定管理者が従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消し、または期間を定めて管理業務の全部または一部の停止を命ずる場合があります。

## 6 管理業務を行う際の条件等

### (1) 管理業務に要する経費

都市公園の管理業務に要する経費については、施設の利用者が納める利用料金、指定管理者が管理業務等の実施に伴い収受する収入および県が支払う管理料により賄う

こととなります。

## ① 利用料金

### ア 利用料金の収入等

施設の利用者が納める利用料金は、指定管理者の収入とします。

利用料金の額については、条例に対象となる施設、区分および金額が定められていますので、その額の範囲内で、あらかじめ知事の承認を得て、指定管理者において設定してください。（今後、消費税および地方消費税の税率改正や公の施設の使用料の見直し等に伴い、指定期間中であっても、利用料金の上限である「条例 別表第2」に定める額を見直すことがあります。）

なお、利用料金の額の設定に当たっては、施設の利用率やサービスの向上につながるよう配慮してください。

### イ 利用料金の減免

利用料金については、あらかじめ知事の承認を得た上で、指定管理者自らの判断により減免を行うことができます。

なお、現在、使用料に適用している減免基準（別添資料1「管理業務共通仕様書」の「条例 別表第2 欄外注釈に記載。）については、引き続き適用できるよう配慮してください。

ただし、減免による利用料金収入の減収については、管理料に当該減収分が見込まれているものとし、補填等の措置は行いません。

## ② 管理業務の実施に伴い指定管理者が収受する収入

管理業務を実施する中で、県以外からの助成金や寄附金収入など指定管理者が収受する収入については、指定管理者の収入となります。

ただし、県の収入とすることを条件として収受するものは除きます。

## ③ 県が支払う管理料

### ア 管理料算定の考え方

県は、管理業務に要する経費から利用料金収入見込額および管理業務の実施に伴い指定管理者が収受する収入の見込額を差し引いた額を、指定管理者に管理料として支払います。

管理料の額は、申請の際に提出のあった収支計画書において示された管理料の金額を上限として、県の予算額の範囲内で、協定において定めるものとします。

### イ 参考額

指定期間中における管理料総額の参考額は、

#### ① 湖岸緑地の南湖東岸地域（5か年）

404,585,000 円（消費税および地方消費税を含む。）
--------------------------------



② 湖岸緑地の湖東湖北地域（5か年）

377,562,000 円（消費税および地方消費税を含む。）

とし、これを目安に提案事業計画書※を作成してください。

なお、参考額の詳細および都市公園の管理運営に対する県からの支出金の過去3か年における支出額およびその内容（内訳）については、別添資料2を参照してください。

※本要項に基づいて提案していただく事業計画書のこと。

ウ 管理料の精算等

協定により定めた管理料は、管理業務に要した経費または利用料金その他の収入に増減があっても、原則として増額や減額はいたしません。

ただし、以下に該当する場合は増減の対象とします。

- ① 管理物件についての1件当たり100万円（消費税および地方消費税を含む。以下同じ。）以上の修繕または管理物件の効用の増加を目的とした改修で、県と指定管理者の協議により指定管理者が行うこととなったものに係る経費については、「イ 参考額」の内訳として示した金額（別添資料2参照）から増減した額を、管理料に加算し、または管理料から減額することとします。
- ② 指定管理者は県と協議で定めた各事業年度の事業計画書（以下、「年度事業計画書」とします。）のとおり指定管理業務を行います。指定管理者の責めに帰すべき事由により、この事業計画書のとおり履行されていないことが確認された場合には、県は履行されなかった部分に相当する指定管理料を支払わず、又は支払った指定管理料の返還を求めます。
- ③ 指定管理業務開始後に、公園区域の変更（開園面積の増減）や園内施設の増減等が生じた場合には、速やかに県と指定管理者で協議を行い、必要な指定管理料の変更等を行うこととします。

エ 管理料の支払い

管理料は、年度ごとに県と指定管理者が協議して作成する支払計画書に従ってお支払いします。

オ 管理口座・区分経理

管理業務に係る収入および支出については、独立した口座を設けて管理を行い、指定管理者としての業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分して整理して下さい。

カ 管理料積算に当たっての留意事項

管理料積算に用いる消費税および地方消費税の税率は、10%とします。なお、今後、消費税および地方消費税の税率が改正された場合は、当該改正による収入および支出

への影響（消費税および地方消費税の税率が改正されたことに伴い、利用料金の上限である「条例 別表第2」に定める額が改正されたときは、当該改正による収入への影響を含む。）を踏まえて管理料を再算定し、県と指定管理者で協議の上、管理料を決定します。

また、消費税および地方消費税の税率改正とは別時期に利用料金の上限である「条例 別表第2」に定める額が改正され、指定管理者が利用料金を変更される場合は、当該変更による収入への影響を踏まえて管理料を再算定し、県と指定管理者で協議の上、管理料を決定します。

なお、管理する公園施設\*について、指定管理期間中に都市公園条例を改正し、新たに公園施設に係る使用料を設定した場合は、指定管理業務内容の変更や、当該変更による収入および支出への影響を踏まえて管理料を再算定し、県と指定管理者で協議の上、管理料を決定します。

※駐車場の有料化等の利用適正化に資する取組について、有識者会議等を経て、令和8年度以降に指定管理業務に移行する可能性があります。

#### キ その他

新型コロナウイルス感染症に関して、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく休業要請等があった場合、県は管理料の見直しなど、これまでの対応等を踏まえて必要な措置を行います。

## (2) 管理運営方針

管理業務を行うに当たっては、別紙2-1、2-2の内容を理解のうえ、遵守しなければなりません。

なお、指定管理者には、創意工夫により利用者に対する質の高いサービスの提供を期待しています。

## (3) 管理の水準

適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項は、次のとおりです。

なお、管理の水準に関する細目的事項は、協議のうえ、協定で定めます。(10(1)参照)

### ① 特定公園施設の供用日および供用時間

供用日および供用時間は、「滋賀県都市公園条例 別表第1」のとおりとしますが、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ条例に基づく知事の承認を得て、変更することができます。

### ② 法令等の遵守

「3 本業務にあたり遵守すべき関係法令」に記載した法令のほか、指定管理者が当然に適用を受ける法令、協定書、仕様書等を遵守し、管理業務を実施してください。

**③ 管理運営目標の達成**

各施設公園においては、別紙2-1、2-2に示す管理運営目標を定めています。その達成に向け必要な取組を行ってください。

**④ 善管注意義務**

指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって、都市公園を常に良好な状態に管理しなければなりません。

**⑤ サービスの向上**

施設を清潔に保つとともに、利用者に対するサービスの向上を図り、利用者の増加に努めることとします。また、各種トラブル、苦情等には、迅速かつ適切に対応することとします。

**⑥ 都市公園の施設の維持管理および安全指導等を適切に行うこと**

管理業務を行うに当たっては、利用者が快適でかつ安全に施設等を利用できるよう、植栽管理、保守点検、修繕、清掃その他の適切な維持管理を行ってください。

なお、管理施設の本来の効用を維持するために必要な修繕（県が長期保全計画として策定した計（以下、「長期保全計画という。」）に基づく修繕等を除く。）については、見積額が1件当たり100万円（消費税および地方消費税を含む。）以上のものについては、県の負担と責任において実施するものとし、1件当たり100万円（消費税および地方消費税を含む。）未満のものについては、指定管理者が自己の負担と責任において実施するものとし、

また、管理施設の効用の増加を目的とした改修については、県の負担と責任において実施するものとし、

ただし、県の負担と責任において実施することとなる修繕や改修についても、管理業務と一体として実施することが適当と認められる場合は、県と指定管理者が協議のうえ、指定管理者に実施させることができるものとし、詳細については、協定で定めます。（この場合、所要経費については、6(1)③ウにより、精算を行います。）

なお、長期保全計画は、修繕等の対象の劣化状況その他の事情により、適宜変更することがあります。

**⑦ 特定公園施設の使用許可**

特定公園施設の使用許可に当たっては、県民の利用に関し公平性を確保することとします。

**⑧ 緊急時の対応**

指定管理者は、都市公園において施設利用者の事故や災害その他の緊急の対応を要する事態が発生した場合に現場で対応する責任を有し、直ちに必要な措置をとるとともに、速やかに県に報告しなければなりません。

指定管理者は、緊急時に適切な対応をとれるよう、予め、事故・災害対策のマニュアルや、夜間・時間外における発災等を想定した関係機関との緊急連絡網の作成、

近隣の避難所等までの経路の確認等、緊急時の対応に必要な体制等を整備しなければなりません。

都市公園が所在する市の地域防災計画に位置付けられていない施設であっても、災害時には、住民等の緊急の避難等の場所となることがあり、指定管理者に避難所等の開設および運営への協力を求める可能性があります。

#### ⑨ 管理業務の実施に伴い取得した情報の取扱い

指定管理者および指定管理者が使用する者は、管理業務を行うことにより知り得た情報を他に漏らし、または不当な目的のために利用してはなりません。

また、指定管理者の指定の期間が満了し、もしくは指定を取り消され、または指定管理者が使用する者が管理業務に従事しないこととなった後においても同様とします。

#### ⑩ 個人情報の保護

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の規定を遵守し、個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。

また、管理業務に従事する者は、その業務に従事しなくなった後も含め、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当に使用してはなりません。

なお、個人情報の漏えい等の行為には、個人情報の保護に関する法律に基づく罰則が適用される場合があります。

#### ⑪ 情報セキュリティ対策

指定管理者は、管理業務を行うに当たり、県と協議の上、別記「情報セキュリティに関する遵守事項（例）」をもとに、別途情報セキュリティに関する遵守事項を定め、これにより、情報セキュリティ対策を講じることとします。

#### ⑫ 文書の管理・保存

管理業務を行うに当たり作成し、または取得した文書、図画、写真および電磁的記録（以下「管理文書」といいます。）は、滋賀県文書管理規程等を参考に、適正に管理・保存することとします。なお、管理文書については、指定期間終了時に、県の指示に従って引き渡しを行っていただきます。

#### ⑬ 情報公開

指定管理者が保有している管理文書は、指定管理者が別途情報公開規程等を策定し、情報を公開することとします。

#### ⑭ 行政手続法の適用

指定管理者が行う行政処分については、行政手続条例に基づいて行わなければならない。審査基準、標準処理期間および処分基準を定めておかなければなりません。

#### ⑮ 委託の禁止

管理業務の全部または一部を一括して第三者に委託することはできませんが、清掃、警備といった個別の業務を第三者に委託することは可能です。ただし、この場合は、委託契約の内容、委託先（名称・所在地）、委託金額、委託期間、委託理由、委託先選定方法等を県に報告し、あらかじめ県の承認を受ける必要があります。

なお、次の業務は、第三者に委託することはできません。

- ・ 施設の使用許可等に係る業務
- ・ 関係機関、関係団体等との調整業務
- ・ 災害または緊急時の対応業務

#### ⑯ 委託契約等における暴力団の排除措置

相手方が暴力団または暴力団員と知りながら業務の委託契約や物品購入契約等を締結した場合には、指定の取消しの対象となります。

契約を行おうとする相手方が暴力団または暴力団員か否か疑わしいときには、県の事務事業から暴力団を排除する措置のための指針に準じて排除措置を講じてください。

#### ⑰ 県施設としての協力

県の事業を都市公園において実施しようとする場合は、優先的な予約などの協力を図っていただきます。また、施設の活性化を検討する目的で、施設の管理運営に支障を及ぼさない範囲で、他の民間事業者に暫定的な施設利用を認める仕組み（トライアル・サウンディング）を導入する場合がありますので、実施に向けた協力をお願いします。

#### ⑱ 保険への加入

施設に対する火災保険は県が付保します。

また、都市公園内の事故等により、損害が発生した場合に適用される損害賠償保険等必要な保険に県を追加被保険者として加入していただきます。保険の補償額については、別添資料1「管理業務共通仕様書」の13のとおりとします。

#### ⑲ 指定管理者名等の表示

当該公園が指定管理者により管理運営されていることを示すため、指定管理者名と設置者としての県の連絡先を都市公園内に表示するとともに、案内パンフレット等にも明記していただきます。

### (4) 指定管理者と県とのリスクの分担

指定管理者と県とのリスクの分担は、原則として次のとおりとします。

種 類	内 容	負 担 者	
		県	指定 管理者
物価等の変動	人件費、物件費等の物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
需要の変動	利用者の減少、需要見込みの誤りその他の事由による利用料金収入の減		○
周辺地域・住民および施設利用者への対応	周辺地域との協調、施設の管理運営業務内容に対する住民および施設利用者からの苦情・要望等への対応		○
法令の変更	施設等の設置基準の変更により施設等の新設または改築を要するものなど管理運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	管理水準の変更を要する法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	指定管理者制度に影響を及ぼす税制変更（消費税）	○ ※利用料金の消費税	
	指定管理者に影響を及ぼす税制変更（法人税、固定資産税等）		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、または業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費およびその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の県または指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的または人為的な現象）に伴う施設、設備の修復による経費の増加	○	
	不可抗力による業務の変更、中止、延期		○
運営リスク	施設、機器等の不備もしくは施設管理上の瑕疵または火災等事故による臨時休館等に伴う運営リスク		○
	改修、修繕、保守点検等による施設の一部の利用停止		○
事業の遅延、中止	建物所有者の責任による遅延、中止	○	
	事業者の責任による遅延、中止		○
	事業者の事業放棄、破綻		○

種 類	内 容	負 担 者	
		県	指定 管理者
書類等の誤り	仕様書等県が責任を持つ書類等の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達等	運営上必要な初期投資、運営資金の確保		○
管理物件の損傷	経年劣化によるもの（見積額が1件当たり100万円未満のものに限る。）		○
	経年劣化によるもの（上記以外）	○	
	長期保全計画に基づき修繕等を行うもの	○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（見積額が1件当たり100万円未満のものに限る。）		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外）	○	
	指定管理者による管理物件の管理運営上の瑕疵によるもの		○
資料等の損傷	管理者としての注意業務を怠ったことによるもの		○
	上記以外	○	
運営費の増大	県以外の要因による運営費の増大		○
第三者への賠償	管理業務の執行に伴い第三者に損害を与えた場合		○
安全性の確保、環境の保全	維持管理、運営における安全性の確保および周辺環境の保全（応急措置を含む。）		○
セキュリティ	警備および情報セキュリティ対策の不備による情報漏洩、犯罪発生等		○
事業終了時の費用	指定期間が終了した場合または期間中途において業務を廃止した場合における事業者の撤収費用および新しい指定管理者への引継費用		○

**(5) その他管理業務を行うに当たって指定管理者が留意しなければならない事項**

**① 入札等による管理経費の縮減**

管理業務の実施に当たり、商品・サービスを調達する場合は、入札等により管理経費の縮減に努めていただくこととします。特に、電力調達については、電力の小売が全面自由化されていることを踏まえ、入札等の実施に努めてください。

**② 環境配慮の推進**

管理業務の実施に当たっては、電気等エネルギーの効率的利用、廃棄物の発生抑制・適正処理、リサイクルの推進、リサイクル認定製品等の環境負荷の低減に資する物品等の調達（グリーン購入）、環境負荷の低減に積極的に取り組む事業者等から

優先的に物品等の調達を行うグリーン入札の実施など、環境への配慮に努めていただくこととします。なお、物品や電力を含むサービスの調達については、「滋賀県グリーン購入基本方針」を定めていることから、その内容に沿った調達に努めてください。

### ③ 職員の採用

指定管理者は、職員を採用する場合には、本人の適性或能力以外の事項を条件にすることなく、幅広く応募できるよう配慮してください。

### ④ 障害者の雇用

指定管理者は、障害者の雇用について、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年 7 月 25 日法律第 123 号）に基づき国および地方公共団体に義務づけられている雇用率を達成できるよう努めていただきます。

### ⑤ 人権への配慮

指定管理者は、公平な採用選考や人権研修の実施など、人権に配慮した業務遂行に努めていただきます。

### ⑥ 県内事業者への配慮

管理業務を行うに当たって、委託業務の発注や物品の調達等において、県内事業者への発注に努めていただきます。また、規格、品質、価格等が適した県産品がある場合は、これを優先して購入するよう努めてください。

### ⑦ 男女共同参画・女性活躍の推進

指定管理者は、男女共同参画や女性活躍等の視点を踏まえ、すべての人が働きやすい職場環境づくりに努めていただきます。

### ⑧ 管理物件の現状変更

指定管理者が、管理業務を実施するために管理物件の新設、増築、改築、移設、改造その他の現状変更をしようとするときは、あらかじめ県の承認を受けていた上、指定管理者の負担で実施していただきます。

なお、この場合、当該現状変更部分については、指定管理者は、将来にわたってその権利を主張できないものとします。

## (6) 指定管理業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項

- ① 指定管理者は、管理業務の継続が困難となった場合またはそのおそれが生じた場合には、速やかに県に報告しなければなりません。
- ② 指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理者による適正な施設管理が困難となった場合またはそのおそれがあると認められる場合には、県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善計画書の提出およびその実施を求めることができます。
- ③ 指定管理者が次の事由に該当するときは、県は、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項



の規定により、その指定を取り消し、または期間を定めて業務の全部または一部の停止を命じることができます。

- ・ 指定管理者の責めに帰すべき事由により、協定に定めた事項を履行しないとき、または履行できる見込みがないと認められるとき。
  - ・ 財務状況が著しく悪化し、管理業務の遂行が困難と認められるとき。
  - ・ 関係法令、条例、規則または協定の規定に違反したと認められるとき。
  - ・ 指定管理者の指定手続および管理業務の実施に当たり、不正の行為があったとき。
  - ・ 管理業務に関する知事の指示に従わないとき。
  - ・ 管理業務に関して、知事が求めた報告を行わず、もしくは実地調査等を拒否または妨害したとき。
  - ・ ②において、指定管理者が当該期間内に改善計画書を提出せず、または改善計画書に定められた事項を実施しなかったとき。
  - ・ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
  - ・ 指定管理者募集要項に明示した申請資格を満たさなくなったとき。
  - ・ その他、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき
- ④ 上記③により指定管理者の指定が取り消されまたは業務停止となった場合に、県に損害が発生したときは、指定管理者は、県に生じた損害について賠償の責めを負うこととなります。なお、指定管理者に損害や追加費用などが生じても、県は賠償等を行いません。
- ⑤ 不可抗力その他県または指定管理者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合は、県と指定管理者は管理の継続の可否について協議することとします。
- ⑥ 指定管理者は、指定期間が満了するとき（継続して指定管理者に指定されたときを除く。）または指定が取り消されたときは、速やかに、管理物件を原状回復して県に引き渡すとともに、県または新たな指定管理者と十分に事務引き継ぎを行うこととします。
- ただし、原状回復について県の承認を得たときは、この限りではありません。

## **(7) 事業計画および事業報告**

### **① 事業計画**

指定管理者として指定を受けた場合、提案事業計画に基づき、実施計画、収支計画、管理運営体制等を内容とする各事業年度の事業計画書を県と調整したうえで、前年度の9月末（指定期間の初年度に係る事業計画書にあつては、県が指定する期日）までに提出し、県の承認を得てください。

なお、指定管理者として指定を受ける際に提出した提案事業計画書の内容は変更

できず、原則として履行の義務を負います。

ただし、収支計画については、必要に応じて年度事業計画書の提出前に県と協議を行って変更できることとします。

また、管理運営体制については、県が不備を認めるときは修正の指示ができることとします。

## ② 事業報告

指定管理者は、毎年度終了後 30 日以内に、年度事業計画書に記載された目標水準の達成状況や改善方針等、県が別に定める事項について、事業報告書を県に提出することとします。なお、県の定める項目については、別添資料 1 「管理業務共通仕様書」の 11 のとおりとします。

また、事業報告書については、全部または一部公表することがあります。

## (8) 管理業務の状況把握および評価

### ① モニタリング

指定管理者は、常時、管理業務の状況を把握し、日報等に記録するとともに、目標水準の達成状況や改善方針等、県が別に定める事項について、月例業務報告書を作成して翌月の 10 日までに県に報告することとします。

県は、指定管理者から提出された事業報告書、月例業務報告書の内容のほか、指定管理者に対する報告徴収、調査等の結果をもとに、管理業務の状況、指定管理者の経理の状況等を確認します。

### ② 是正勧告

モニタリングの結果、必要と認めるときは、県は、業務の改善等必要な指示を行います。

なお、改善勧告等によっても改善が見られない場合、および指定管理者が行う管理業務の内容が「管理の基準」を満たしていないと判断した場合は、指定期間中でもその指定を取り消すことがあります。

### ③ 利用者満足度調査等による利用者の声の把握

指定管理者は、施設利用者の満足度、ニーズ等を把握し、管理業務に反映するため、利用者満足度や施設利用者の意見・苦情等を把握し、その結果および業務改善の状況について県に報告することとします。

### ④ 評価

県は、指定管理者から提出された事業報告書の内容を踏まえて、管理業務の実施状況等に係る評価を実施するとともに、事業報告書に記載する改善方針と併せて対外的に公表することとします。

なお、必要に応じて、事業報告書に加えて、改善方針に係る資料の提出を求めることがあります。

#### ⑤ 県と指定管理者との意見交換

県と指定管理者は、管理運営上の課題や評価結果等について、定期的に意見交換を実施することとします。

#### (9) 備品の帰属

- ① 管理物件の備品が、経年劣化等により管理業務の用に供することができなくなった場合は、当該備品と同等の機能および価値を有するものの見積額が1件当たり100万円未満のものについては、管理料に当該経費が見込まれているものとし、指定管理者の負担で購入または調達していただきます。
- ② 備品(3万円以上(税込))の新規調達については県と協議の上、管理運営上必要であること、指定管理者が購入することが適当であると認められる場合のみ、指定管理料で購入することも可能とします。その場合、別途県が提示する様式の提出が必要です。
- ③ ①および②により購入または調達した備品の所有権は、県に帰属するものとします。

#### (10) 調査

知事は、地方自治法第244条の2第10項の規定により、指定管理者の管理する施設の適正を期するため、必要があると認めるときは、指定管理者に対して管理業務または経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、または必要な指示を行います。

また、県の監査委員等が、滋賀県の事務を監査するために必要があると認める場合に、指定管理者に対し出頭を求め、実地に調査し、または帳簿書類その他の記録の提出を求めることがあります。

#### (11) 管理業務を実施するに当たっての注意事項

- ① 指定管理者が、管理業務に関する規程、要綱等を作成する場合は、県と事前に協議することとします。
- ② 協定に定めのない事項については、県と協議することとします。

#### (12) 提供した資料の取扱い

県が提供した資料等は、申請に関する検討以外の目的で使用することを禁じます。

また、この検討の目的の範囲内であっても、県の承諾を得ることなく、第三者に対しこれを使用させ、または内容を提示することを禁じます。

## 7 申請の手続

### (1) 募集要項の配付

募集要項を令和5年12月22日(金)～令和6年1月19日(金)(土曜日、日曜日、祝日および令和5年12月29日(金)～令和6年1月3日(水)を除く。)に配付します。

都市計画課ホームページからもダウンロードできます。ただし、別添資料1～10については、ホームページからダウンロードできませんので、県庁にて配布します。なお、郵便での配布は行いません。

都市計画課ホームページアドレス

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/machizukuri/>

配布場所：滋賀県庁新館5階 土木交通部都市計画課公園魅力向上推進室

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

電話 077-528-4281

配布時間： 平日 午前9時00分から午後5時00分まで

(正午から午後1時までを除く。)

また、配布と同じ期間において、事業計画書の提出にあたり参考となる以下の資料を閲覧することができます。希望される団体は、上記配布場所に記載される連絡先まで事前に連絡いただきますようお願いします。

- ① 各施設のモニタリング資料(令和2、3、4年度分)
- ② 県営公園区域図
- ③ 公園施設長寿命化計画

### (2) 申請者の備えるべき資格等

- ① 指定管理者の指定を受けるための申請ができるのは、滋賀県内に主たる事務所、支店、営業所等の拠点(以下「事務所等」という。)を置くまたは置こうとする法人その他の団体(以下「法人等」という。)であって、次に該当しないものに限り(法人格の有無は問いませんが、個人での申請はできません。また、滋賀県内に事務所等を置こうとする場合は、指定管理者の指定議案を県議会に提案する時までに事務所等を設置しなければなりません。)

ア 役員等に制限行為能力者が含まれている法人等

イ 役員等に破産者で復権を得ない者が含まれている法人等

ウ 役員等に禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者が含まれている法人等

エ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団または暴力団員と密接な関係を有する法人等、役員等に暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員を

- いう。) または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人等および暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している法人等
- オ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、県における一般競争入札の参加を制限されている法人等
- カ 会社更生法、民事再生法等による手続を行っている法人等
- キ 滋賀県から入札参加停止措置を受けている法人等
- ク 直近の 1 年間に都道府県税または消費税及び地方消費税を滞納している法人等
- ケ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、滋賀県から指定の取り消しを受けたことがある法人等
- コ 滋賀県における選定委員会で指定管理者の候補者として選定された通知を受け取った後、議会の議決までに辞退したことがあり、辞退の日から起算して 1 年を経過していない法人等
- サ 滋賀県における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた法人等または公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した法人等
- ② 都市公園のサービス向上または管理業務の効率的実施を図る観点から必要な場合は、複数の法人等（以下「グループ」という。）が共同して申請を行うことができます。この場合は、次の事項に留意してください。
- ア グループの名称を設定し、グループ内で代表となる法人等を定めてください。  
なお、代表となる法人等または構成団体の変更は、原則として認めません。
- イ グループの構成団体間における管理業務に係る経費に関する連帯責任の割合等については、別途協定書で定めてください。
- ウ グループの構成団体のいずれか（グループの代表者以外の構成員であって、業務の内容に照らして滋賀県内に事務所を有する必要がないと知事が認めるものを除く。）が滋賀県内に事務所等を置いていない場合（指定管理者の指定議案を県議会に提案する時までに事務所等を設置する場合を除く。）およびグループの構成団体のいずれかが①のアからサのいずれかに該当する場合は、申請することはできません。
- エ 次の(3)①エに掲げる書類については、構成団体それぞれについて提出してください。また、(3)①ウに掲げる書類については、代表企業について該当するものがある場合にのみ提出してください。
- ※ グループでの申請の例として、造園会社、警備会社、イベント会社等を実施する会社など、それぞれ得意分野を活かした都市公園の管理運営に参加する形態が考えられます。

### ③ 複数申請の禁止

申請については、1 団体につき 1 申請に限ります。また、グループで申請を行う場合、当該グループの構成団体は、他のグループの構成団体となり、または単独で申請を行うことはできません。

## (3) 申請の方法

### ① 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を県に提出していただきます。「1 指定管理者の募集について」、「2 都市公園の概要」に示す内容を十分に踏まえた上で申請図書を作成ください。

なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

#### ア 指定管理者指定申請書（様式第 1 号）

グループ申請の場合、グループ構成表（様式第 2 号）を併せて提出してください。

#### イ 都市公園の管理運営に係る事業計画書（様式第 3 号（1））

- (ア) 法人等の概要および職員の状況等（様式 3 号 1）
- (イ) 管理責任者（様式 3 号 2）
- (ウ) 基本方針等（様式 3 号 3）
- (エ) 実施計画（様式 3 号 4）
- (オ) 公園の安全管理（様式 3 号 5）
- (カ) 利用促進策、利用者増への取り組み（様式 3 号 6）
- (キ) 地域や関係機関との連携（様式 3 号 7）
- (ク) 自主事業の運営（様式 3 号 8）
- (ケ) 利用者への対応（様式 3 号 9）
- (コ) 収支計画書（様式 3 号 10）
- (サ) 委託業務内容（様式 3 号 11）
- (シ) 人員体制（様式 3 号 12）
- (ス) 人員配置計画等（様式 3 号 13）
- (セ) 人材の育成計画（様式 3 号 14）
- (ソ) 過去の事業実績（様式 3 号 15）  
(疑義が生じた場合、契約書など実績を証明する書類の提出を求めさせていただきます。)
- (タ) 緊急時の体制および対策・防災対策（様式 3 号 16）
- (チ) 環境への配慮（様式 3 号 17）
- (ツ) 円滑な業務引継に向けての計画（様式 3 号 18）
- (テ) 特記事項（様式 3 号 19）

利用適正化方策の提案に係る事業計画書（様式第3号（2））

（ト） 利用適正化方策の提案に係る事業計画書（様式3号 20）

ウ 社会政策推進関係資料（登録や認定を受けているなどの場合）

（ア） 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証（滋賀県発行）の写し

（イ） 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し

（ウ） 高年齢者雇用確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し

（エ） 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し

（オ） 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、申立書の写し

（カ） 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書（滋賀県発行）の写し

（キ） 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し

（ク） 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知書（滋賀県発行）の写し

（ケ） 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し

（コ） 環境マネジメントシステムのうち、次の①～④のいずれかの認証・登録を受けている場合には、①については審査登録機関の証明書の写しを、①以外については認証・登録証の写し

①国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証

②一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録

③特定非営利活動法人K E S環境機構の実施するK E S・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録

④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

エ その他の書類

(ア) 法人等の定款、寄附行為その他これらに準ずるもの

定款および寄附行為のない団体にあつては、団体の規約等（団体の目的、事務所、資産に関する規定、代表者の任免に関する規定等を記載した書類）および代表者の身分証明書を提出してください。

(イ) 申請者が法人である場合は、法人の登記事項証明書

申請日前3か月以内に取得したものを提出してください。

登記のない法人の場合は、名称および本店または主たる事業所の所在地を証明する書類を提出してください。

(ウ) 印鑑証明

申請日前3か月以内に取得したものを提出してください。

(エ) 法人等の決算関係書類

過去3か年分の事業報告書、貸借対照表、損益計算書その他これらに準ずる書類を提出して下さい。

新たに設立する法人または設立初年度の法人にあつては、収支予算書またはこれに準ずる書類を提出してください。

(オ) 法人等の予算関係書類

直近の会計年度の事業計画書および収支予算書を提出してください。

(カ) 団体概要書（様式第4号）

設立趣旨、事業内容のパンフレット等法人等の概要がわかる資料があれば、あわせて提出してください。団体を構成する全ての構成員の団体概要書を提出してください。

(キ) 役員名簿（役職、氏名、性別、現住所および生年月日を記載したもの。なお、商号または名称、代表者、経営者等の氏名には、必ずふりがなを付してください。）

(ク) 消費税及び地方消費税の納税証明書

新たに設立する法人または設立初年度の法人にあつては、添付を要しません。

(ケ) 施設の管理運営を行ううえで必要な資格の写し

別添資料1「管理業務共通仕様書」5（1）に示す、必要な資格の写しを提出してください。

(コ) 誓約書（様式第5号）

申請者の備えるべき資格および申請書等の記載事項に関する誓約書を提出してください。虚偽の申請であることが判明した場合は、指定期間中であっても指定の取消しとなる場合があります。

なお、申請者の備えるべき資格のうち、全ての県税およびこれに付随す



る延滞金等の納付に関して、滋賀県税の完納情報提供事務実施要領に基づき、県の税務担当課に照会し、完納情報を入手しますので、あらかじめ御了承ください。

また、暴力団排除に係る欠格要件該当の有無について、指定管理者に係る暴力団排除措置要領に基づき、滋賀県警察本部に照会しますので、併せて御了承ください。

## ② 提出部数

正本1部、副本10部を提出してください。ただし、ウならびにエ(ア)、(イ)、(ウ)、(キ)、(ク)および(ケ)については、正本1部のみを提出してください。(グループによる申請の場合は、エに規定する書類は正本1部、副本10部を構成団体ごとに提出してください。ただし、(ア)、(イ)、(ウ)、(キ)、(ク)および(ケ)については、正本1部のみを提出してください。)

## ③ 提出方法

申請書類の提出は、持参または郵送とします。

[提出先] 滋賀県庁新館5階 土木交通部都市計画課公園魅力向上推進室

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

電話 077-528-4281

## ④ 受付期間

持参の場合は、令和6年1月18日(木)から1月19日(金)までの午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除きます。)とします。

また、郵送の場合は、書留郵便で、令和6年1月19日(金)午後5時必着とします。

なお、電子メール、FAXでの提出は認めません。

## (4) 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

### ① 受付期間

令和6年1月9日(火)午前9時から午後5時まで(必着)

### ② 受付方法

募集要項の内容等に関する質問書(様式第7号)に記入の上、郵送(書留郵便)、FAXまたは電子メールにより提出してください。質問の未到着を防ぐため、事後の確認をお願いします。なお、質問書の持参は受け付けません。

[FAX番号] 077-528-4906

[メールアドレス] ha0602@pref.shiga.lg.jp

### ③ 回答方法

質問の回答は申請者間の公平を期すため、質問および回答を都市計画課ホームページ (<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/machizukuri/>) において公表します。なお、内容によってはお時間をいただく場合があります。(質問者名は表示しません。)

募集要項の内容等に関する質問およびその回答は、その後の提案の内容や審査事項に反映されることから、電話等による質問回答は一切行いませんのでご了承ください。ただし、電話による照会を一切お断りするものではありませんので、不明な点については気軽に相談してください。

## (5) 説明会の実施

説明会を次のとおり開催します。

参加を希望される団体は、説明会参加申込書(様式第8号)に記入のうえ、郵送、FAXまたは電子メールにより、令和5年12月26日(火)午後5時まで(必着)にお申し込みください。申込書の未到着を防ぐため、電話にて事後の確認をお願いします。

### ① 開催日時

令和5年12月27日(水) 午後2時開始

### ② 集合場所

滋賀県大津合同庁舎6階6-D会議室  
(大津市松本一丁目2-1)

### ③ 説明内容

募集要項および仕様書の説明、施設の説明

### ④ その他

- ・当日、質問は受け付けません。質問については(4)のとおりです。
- ・説明会出席は必須ではありません。欠席により、審査に不利になることはありません。
- ・現地での説明は行いません。対象施設は一般に開放されている都市公園であり、自由に現地を確認することは可能です。その際、一般の利用者の妨げになる行為(無断での写真撮影や計測等)、立ち入り禁止区域への侵入は厳に慎んでいただくようお願いします。

## 8 申請に際しての留意事項

### (1) 失格または無効

以下の事項に該当する場合は、無効または失格となる場合があります。

- ① 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
- ② 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないとき。

- ③ 申請者が記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
- ④ 虚偽の内容が記載されているとき。
- ⑤ 滋賀県土木交通部指定管理者等選定委員会委員、本件業務に従事する本県職員ならびに本県関係者に対して、本件提案についての不正な接触の事実が認められたとき。
- ⑥ その他不正の行為があったとき

## (2) 申請内容の変更

申請書の提出期限前に事業計画書等の記載事項の変更をする場合には、事業計画書等記載事項変更届（様式第9号）により、申請書の提出期限前に届出をしてください。

なお、提出期限後は、提出された書類の内容を変更することはできません。

## (3) 著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、県は、指定管理者の決定の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で利用できるものとします。なお、提出された書類は理由の如何に関わらず返却しません。

## (4) 申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退する際には、指定管理者申請辞退届（様式第10号）を提出してください。

## (5) 費用の負担

申請に要する経費はすべて申請者の負担とします。

## (6) 情報公開

申請書類は、滋賀県情報公開条例に基づく開示請求により、個人に関する情報等非公開とすべき箇所を除き、公開されることがあります。

## (7) その他

### ① 指定申請書等の様式

指定申請書等の提出書類は、日本工業規格のA4の大きさとしします。（ただし、官公署の発行する証明書等やむを得ないものについては、例外を認めます。）

7(3)①提出書類のア～エの順序に従いファイル等に綴じて提出してください。

## ② 言語、通貨、単位等

指定申請書等に用いる言語、通貨、単位は日本語、日本円、日本の標準時および計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限ります。

## 9 指定管理者の指定等

### (1) 指定管理者の候補者の選定

- ① 指定管理者の選定に当たっては、滋賀県附属機関設置条例（平成25年滋賀県条例第53号）に基づく「滋賀県土木交通部指定管理者等選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、提出された申請書等により審査を行い、(2)に記載する「審査基準」に最も適合する申請者を指定管理者の候補者とします。
- ② 審査においては、申請者からヒアリングを行い、申請の内容を総合的に審査します。

1 申請団体あたりの説明時間は20分以内、質疑応答は10分以内とします。  
なお、グループ申請の場合は、すべてのグループ構成団体から説明者の出席をお願いします。また、総括管理責任者として配置予定の方が必ず説明者となるようにしてください。
- ③ 原則として当日はその他の管理責任者（施設管理責任者および植栽管理責任者）、本社における責任者または担当者も臨席させるようにしてください。
- ④ ヒアリングに要する申請者の経費は、全て申請者の負担とします。
- ⑤ ヒアリング日程は、令和6年1月30日（火）午前を予定しています。詳細な日程は、申請書の受付期間後、申請者に別途通知させていただきます。
- ⑥ ヒアリングの際、説明資料としてパワーポイントの使用を認めますので、使用を希望される申請者をご準備ください。詳細は、⑤に記載の別途通知にてお知らせします。
- ⑦ 説明の際は、アピールしたいことが伝わるように説明をしてください。説明資料を作成される際も同様です。

### (2) 選定に当たっての審査方法等

選定委員会の意見を聴いて条例第9条の3第2項各号の選定基準をより具体化した審査基準その他の審査方法を定め、これに基づき、申請内容を総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定します。

選定基準ごと（滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項を除く）の採点合計および総合計点が6割未満の場合は、指定管理業務実施への支障が懸念されるとして、失格とします。

選定基準は評価視点に基づき審査を行います。評価視点、選定基準ごとの審査項目、内容、配点および選定すべき候補者の決定方法は別紙1のとおりです。

なお、選定委員会の会議は非公開としますが、選定後は申請の概況（経過、申請者名、各申請者の得点状況、各申請者の提示額等）、審査内容の概要を公表します。

また、安定的な運営が可能となる経理的基盤の審査項目において、提出された書類の審査により、経営状況等が著しく悪く指定管理期間内での業務を行うことが困難と判断された場合は、他の審査項目の評価に関わらず採用されない場合があります。

### (3) 指定管理者の指定方法

指定管理者の候補者として選定された団体については、地方自治法の規定に基づき、指定管理者として指定する議案を県議会に提出し、議決後、指定管理者として指定します。

なお、指定後速やかに、滋賀県公報において告示します。

## 10 指定管理者指定後の手続

### (1) 協定の締結

業務内容や管理の基準に関する細目的事項、管理業務に要する経費を賄うための管理料に関する事項について、指定管理者と知事との間で協議の上、協定を締結するものとします。

協定の内容については、別添資料7を参考にしてください。

### (2) 引継ぎ

指定期間の初年度の4月1日から円滑に指定管理業務が実施できるよう、前管理者との間で、一定期間内で、事務事業の引継ぎを行っていただきます。特に、遊具の点検状況をはじめ施設の状態や課題等確実に引継ぎを行ってください。なお、引継ぎの始期については、指定管理者候補者を選定し、審査結果通知後から可能とします。

令和5年度中に前管理者が受けた施設利用等の予約について、予約時と同一条件での利用を保証するとともに、前受金があった場合は、前管理者から引き継ぐこととなります。

### (3) その他

① 指定管理者が正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の議決後においても指定管理者の指定を取り消すことがあります。

② 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

ア 指定管理者が、7(2)①に掲げる資格を満たさないこととなったとき。

イ 指定管理者の経営状況の急激な悪化等により、管理業務の履行が確実にいと認められるとき。

ウ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

## 11 スケジュール

時 期	内 容
令和5年12月22日～ 令和6年1月19日	募集要項の配布
令和5年12月27日	説明会
令和6年1月9日	質問事項の受付期間
1月18日～1月19日	申請書の受付期間（持参の場合）
1月30日（予定）	選定委員会事業計画ヒアリング
令和6年2月中旬	指定管理者候補者の選定
2月下旬	審査結果通知
3月中旬	指定管理者の指定の議決（県議会2月定例会議）
3月下旬	指定管理者の指定（告示）
3月31日まで	協定の締結
4月1日	管理開始

## 12 問合せ先

滋賀県土木交通部都市計画課公園魅力向上推進室 担当者 石山、長坂、中井

住 所：〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号（県庁新館5階）

電 話：077-528-4281

ファックス：077-528-4906

電子メール：ha0602@pref.shiga.lg.jp

## 別記

### 〇〇施設に係る指定管理者情報セキュリティ遵守事項

(注)

- ・本書は、「指定管理者制度における施設の管理に関する基本協定書」に基づき、指定管理者が定める情報セキュリティに関する遵守事項の例を示すものである。
- ・【推奨】と示している事項は、規定することが望ましいものである。
- ・それ以外の事項は特段の理由がない限り規定すべきものである。
- ・上記に記載のない内容を遵守事項として追加することも差し支えない。

この遵守事項は、協定第〇条第1項に基づき、〇〇施設における情報セキュリティ対策を確実にを行うために必要な事項を定めるものである。

## 第1 用語の定義

この遵守事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報機器 パソコン、サーバ等の何らかの情報処理機能を持つ機器のことをいう。
- (2) ネットワーク 情報機器を接続して通信するための装置および通信回線をいう。
- (3) システム 情報機器、ネットワークを使用した情報処理の仕組みをいう。
- (4) ウィルス等 コンピュータウィルスやその他の不正プログラムをいう。
- (5) ログ 情報機器やシステムの利用状況や通信状況を記録したデータをいう。
- (6) 個人情報等 個人情報や滅失、き損、改ざん等により管理業務の円滑な執行に著しい支障を生じさせるおそれのある重要情報のことをいう。
- (7) ソーシャルメディアサービス インターネットを利用してユーザが情報発信し、あるいは相互に情報をやりとりする情報の伝達手段のことをいう。
- (8) 外部ネットワーク インターネット等の外部と接続可能なネットワークのことをいう。

## 第2 管理業務で情報機器を利用する場合

### 1 ウィルス対策

管理業務で利用する情報機器を、ウィルス等から保護するため、次に掲げる対策を施す

ものとする。

- (1) ウィルス等対策プログラムをインストールする。
- (2) ウィルス等定義ファイルの更新の有無を確認し、ウィルス等定義ファイルを最新のものに保つ。
- (3) ウィルス等検査機能を常時稼働させておく。
- (4) 定期的（週1回程度を目安）に完全スキャンを実施する。

## 2 ウィルス感染時の対応

情報機器がウィルスに感染した場合またはそのおそれがある場合は、被害の拡大を防止し、被害状況の分析を円滑にするため、次に掲げる対応を行うものとする。

- (1) 直ちに情報機器からLANケーブルを抜く等、ネットワークからの遮断を行う（無線LANの場合は、電源をオフにせずに通信を行わない設定へ変更をする）。
- (2) 画面を閉じずにそのままの状態を保持する。
- (3) 当該施設の県の所管課に直ちに連絡をする。

## 3 ソフトウェアの脆弱性対策

情報機器で利用するソフトウェアを安全な状態に保つため、次に掲げる対策を施すものとする。

- (1) ソフトウェアの修正プログラム（例：Windows Update）が出た場合は、速やかに導入する。なお、システムに関する修正プログラムについては、システムに不具合が発生しないことを確認した後に導入する。
- (2) サポート期限が終了したソフトウェアは使用しない。

## 4 バックアップの取得

情報機器に記録されたデータについては、データの滅失等の情報セキュリティ事故に備え、次に掲げる対策を施すものとする。

- (1) データの重要度に応じて、取得頻度（年次、月次、週次、日次、随時）および保存期間を設定し、定期的にバックアップを取得する。
- (2) 独自に開発したシステムに関しては、プログラムの修正の際にプログラムのバックアップを取得する。
- (3) バックアップデータは、情報機器とは別の筐体または外部記憶媒体に保存する。【推奨】

## 5 ユーザIDの管理

情報機器で利用するユーザIDについては、次に掲げる対策を施すものとする。

- (1) ユーザIDの登録および登録抹消手順を定め、適切なユーザ管理を行う。



- (2) 利用していないユーザIDが放置されないよう定期的に点検し、必要に応じて登録抹消を行う（特に異動・退職者等が生じた場合）。
- (3) 他人にユーザIDを利用させない。また、複数の者で共有する場合は、共用する者以外に利用させない。

## 6 パスワードの管理

情報機器で利用するパスワードについては、次に掲げる対策を施すものとする。

- (1) パスワードの発行や初期化、変更を行う手順を定める。
- (2) パスワードに関する情報は厳重に管理する（パソコンの画面やキーボード等の目に付きやすい場所にパスワードが記載された付箋等を貼りつけない）。
- (3) パスワードについて、数字と英文字を混在させる等、容易に推測されないものにする（10文字以上推奨）。
- (4) パスワードを、定期的（3か月推奨）に変更するものとし、古いパスワードの再使用を行わない。
- (5) 情報機器にパスワードを記憶させない（オートコンプリート機能は使用しない）。

## 7 ログの取得等

システムに関するログの取得等については、外部からの攻撃、不正行為、障害等の調査ができるよう、次に掲げる対策を施すものとする。

- (1) 情報機器に関するアクセス記録、稼働記録、障害記録（以下、「アクセス記録等」という。）のログを取得し、保管期間（1年以上を推奨）を定め、保管をする。
- (2) 情報セキュリティ事故、不正行為、障害等が生じた際に、ログの内容をチェックできる体制を整える。
- (3) アクセス記録等のログを定期的に検査、分析する。【推奨】

## 8 盗難等防止措置

情報機器の性質や重要度等に応じて、部屋の施錠や機器の固定等の盗難防止や破損等を防止するための対策を講じるものとする。

## 9 ソフトウェアのライセンス管理

ソフトウェアの適正な利用を徹底するために、情報機器にインストールされたソフトウェアのライセンスを台帳等で管理するものとする。【推奨】

# 第3 管理業務で電子メールを利用する場合

## 1 電子メール送信時

インターネットを利用した電子メールを送信する際には、誤送信の防止を図るため、次に掲げる対策を施すものとする。

- (1) 互いに面識がない複数の宛先に電子メールを送付する場合は、送信先が非表示となるBccを使用する（To、Ccについては同報するメールアドレスが送信先に知られてしまうため使用しない）。
- (2) メールを送信する前に、宛先、送付方法（To、Cc、Bcc）、添付ファイルに誤りがないか確認を行う。
- (3) 特に複数の宛先に同時に送信する場合は、複数名で確認を行う。【推奨】

## 2 電子メール閲覧

不審メールの閲覧によるウィルス感染や不正アクセスを防ぐため、電子メールの閲覧においては、次に掲げる対策を施すものとする。

- (1) 不審メールと思われる電子メールを受信した場合、添付ファイルを開いたり、本文のリンクをクリックしない。
- (2) HTMLメール（電子メールの本文を、ホームページのレイアウトなどに使うHTMLで記述したもの）はメールを開いただけでウィルス感染する場合もあるため、メールソフトの設定を変更し、HTMLメールを利用できないようにする。

## 第4 ホームページを管理する場合

### 1 新規構築、再構築時

ホームページを新規構築、再構築する場合は、次に掲げる対策を施すものとする。

- (1) 情報処理推進機構（IPA）の「安全なウェブサイトの作り方」および別冊「安全なSQLの呼び出し方」の最新版に準拠した実装を行う。
- (2) ホームページ上で個人情報等を取り扱う場合は、SSL等による暗号化通信を実装する。

### 2 運用保守時

ホームページを運用保守する場合は、「第1 管理業務で情報機器を利用する場合」の対策に加え、次に掲げる対策を施すものとする。

- (1) ホームページの脆弱性診断を実施し、ネットワーク機器、公開サーバおよび同サーバ上で稼働するウェブアプリケーション等の脆弱性の有無を確認する。また、受診の結果、脆弱性が検出された場合はその対処法を検討し、対策を実施する。【推奨】

## 第5 ソーシャルメディアサービスを利用する場合

## 1 ソーシャルメディアサービスのセキュリティ対策

ソーシャルメディアサービスを利用する場合は、次に掲げる対策を施すものとする。

- (1) ソーシャルメディアサービスの運用ポリシーを定め、当該施設のホームページ等に掲載する。
- (2) 情報配信が実際に当該施設のものであることを明らかにするために、アカウントの自己記述欄等に運用組織を明示する等の方法でなりすまし対策を行う。
- (3) 個人情報等に該当する情報はソーシャルメディアで配信しない（ただし、当事者の了解が得られた場合は除く）。
- (4) ソーシャルメディアについては、利用に際してあらかじめ当該施設の県の所管課に報告をする。【推奨】

## 第6 外部ネットワーク・無線LANを利用する場合

### 1 外部ネットワークを利用する場合

外部ネットワークを利用する場合は、次に掲げる対策を施すものとする。

- (1) 不正アクセスを防止するため、外部ネットワークの接続部分には、ファイアウォールおよびルータ等を設置し、経路制御および接続制限等を行う。
- (2) 外部ネットワークからの不正または大量アクセスによりサーバの利用に支障が出ないようにするため、情報機器およびネットワークの冗長化や専用の対策装置の導入、プロバイダ等が提供する対策サービスの利用など、可用性を確保するための対策を講じる。【推奨】
- (3) 外部ネットワークとの接続においてデータの漏えい、破壊、改ざん又はシステムダウン等の情報セキュリティの問題が認められる場合は、速やかに当該外部ネットワークとの接続を遮断する。

### 2 無線LANを利用する場合

無線LAN（ローカル・エリア・ネットワーク）を利用する場合は、次に掲げる対策を施すものとする。

- (1) 接続に関する認証は「IEEE802.1X(EAP)認証」もしくは「PSK 認証」を使用する。なお、「PSK 認証」を使用する場合は、パスワードの文字数を20文字以上で設定し、定期的に更新を行う。
- (2) 通信内容の暗号化の方式については、「CCMP方式」を使用する。なお、「WEP方式」、「TKIP方式」については脆弱性があるため使用しない。
- (3) 無線LANを利用できる場所として設定した範囲を超えて電波が漏出しないよう、電波の伝搬範囲を限定する。
- (4) 無線LANのアクセスポイントの管理用パスワードを適切に設定し、定期的に更新

を行う。

(5) (1)～(4)の他、総務省が作成する別添「企業等が安心して無線LANを導入するために」を参考に必要に応じてセキュリティ対策を講じる。【推奨】

(6) 無線LANについては、利用に際してあらかじめ当該施設の県の所管課の承認を得る。【推奨】

## 第7 その他一般事項

### 1 私物情報機器および私物外部記憶媒体の利用

私物情報機器および私物外部記憶媒体（以下「私物情報機器等」という。）については、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 私物情報機器等の管理業務利用は原則行わない。やむを得ず使用する場合は、上長の許可を得る。

(2) 私物情報機器等の利用を許可する際には、ウィルス対策、脆弱性対策の実施等の条件を付す。

(3) 私物情報機器等の利用を許可した場合、許可する理由、期間等を台帳に記載し管理する。

### 2 個人情報等を含むデータ等の外部への持ち出し

個人情報等を含むデータおよび情報処理に係る帳票（以下「データ等」という。）の外部への持ち出し（電子メール含む。）については、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) データ等の外部への持ち出しは原則行わない。やむを得ず持ち出す場合は、上長の許可を得る。

(2) 持ち出しの許可を得る際には、帯出簿に持ち出し先、期間等を記載し、上長に報告を行う。

(3) EXCEL形式のデータを外部へ持ち出す際には、別シートや非表示になっている箇所に個人情報等が入っていないか確認する。

(4) 持ち出しの際には、車上荒らしや置き忘れによる紛失等が起こらないように十分に注意する。

(5) 紛失等が起こった場合に備え、個人情報等を含むデータには暗号化やパスワードを施す。

(6) データ等を持ち帰った際にも、上長に報告を行う。

### 3 データ等の管理

データ等については、滅失、き損および情報漏えい等の防止を図るため、次に掲げる対策を施すものとする。

- (1) 個人情報等を含むデータを情報機器に保存する場合は、端末本体に保存せず、冗長化したファイルサーバに保存する。なお、ファイルサーバは、ウイルス感染等による侵害の拡大を防ぐため、ネットワークドライブに設定しない。【推奨】
- (2) データ等をファイルサーバ以外で保存する場合は、保存用の情報機器、外部記憶媒体は、施錠保管するなど、適正な管理を行う。
- (3) 個人情報等を含むデータを外部記憶媒体に保存する場合は、データの名称、外部記憶媒体の種類（USBメモリ、外付けハードディスク、CD等）、保存期間、保存場所等を記した管理台帳を作成し、保管状況を把握する。
- (4) 情報機器または外部記憶媒体を廃棄する場合は、データが復元できないように物理的に破壊する等の処理を行う。なお、個人情報が含まれた情報機器または外部記憶媒体を廃棄した場合は、管理台帳に廃棄日、処理内容等を記録する。

#### 4 管理業務に従事する者への教育

管理業務に従事する者の役割および理解度等に応じた情報セキュリティに関する教育研修および訓練を定期的および随時に実施し、情報セキュリティ対策を徹底するものとする。

#### 5 緊急時の連絡体制等

個人情報の漏えい等の情報セキュリティ事故や、不正アクセス等による侵害に対して、適切な対応が図れるよう、次に掲げる対策を施すものとする。

- (1) 関係者の連絡先、緊急時の対処手順をあらかじめ定めておく。
- (2) 情報セキュリティ事故が発生した場合もしくはそのおそれがある場合は、直ちに必要な措置を講ずる。また、不正アクセス等による侵害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合は警察に通報する。
- (3) 休日に緊急時対応が想定されるシステム（県民等への情報提供や申請・予約等の休日においても利用が想定されるシステム）については、休日においても保守対応が可能となるよう、その旨を保守委託業務の契約書・仕様書に明記する。

#### 6 ホームページ閲覧の留意事項

管理業務でホームページ閲覧を行う場合は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) ホームページ閲覧には常にウイルス感染のリスクがあるため、管理業務と関係あるホームページ閲覧であっても必要最小限の利用とする。

#### 7 特定個人情報の取扱い

管理業務で特定個人情報（個人番号を含む個人情報をいう。）を取扱う場合は、別添「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」の「安全管理措置」に基づいた対策を施すものとする。

別表 1

指定管理者を募集する公園

募集 単位	グループ名：募集期間		所在地	公募 面積 (ha)	種別
	公園名				
1	湖岸緑地の南湖東岸地域：5か年 令和6年4月1日～令和11年3月31日		①②草津市、 ③守山市、③ ④野洲市	61.64	広域
	湖岸緑地(①山田新浜地区、②志那地区、③赤 野井吉川地区、④中主吉川地区)				
2	湖岸緑地の湖東湖北地域：5か年 令和6年4月1日～令和11年3月31日		①東近江市、 ②③④⑤⑥ 彦根市、⑥米 原市、⑦⑧長 浜市	86.52	広域
	湖岸緑地(①能登川地区、②新海薩摩地区、③ 薩摩宇曾川地区、④曾根沼地区、⑤犬上川大 藪地区、⑥松原米川地区、⑦長浜南浜地区、 ⑧大浜安養寺地区)				

別紙1 《審査の基準》

評価視点1：公園施設の維持管理体制の構築と管理水準の向上を図り、公園ごとの特性にあった確かつ効果的な公園管理

評価視点2：マナーアップの啓発を含む快適性の向上の取組

評価視点3：自主事業等による多様な利用者ニーズに対応した線とオープンスペースの有効活用・情報発信

※滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項については、該当する場合は配点満点とし、該当しない場合は0点とする。

選定基準 (条例第9条の3第2項)	審査項目	審査内容	確認する書類	配点	小計	計			
1 事業計画の内容が、県民の公平な利用を確保することができるものであること(1号)	・公平な利用を図るための具体的手法および期待される効果	・参加意欲があるか	3 基本方針等	10	30				
		・設置目的にふさわしく、逸脱したものではないか		10					
		・施設利用の公平性が確保されているか		10					
		2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること(2号)	・施設の効用発揮	・公園の特性と課題を理解しているか	4 実施計画		10	30	
				・管理運営目標の達成に向けた取り組みが適切か			10		
		・施設の維持管理の内容、適格性および実現の可能性	・求めている管理水準が提案されているか	4 実施計画	10		40		
			・公園に関する防犯上の指針を理解し、公園の安全確保が具体的に提案されているか	5 公園の安全管理	10				
		3 事業計画の内容が、施設の管理に係る経費の削減が図られるものであること(3号)	・施設の管理に係る経費の削減が図られるものであること(3号)	・施設管理を適切に行い、公園の安全確保に対する取り組みが具体的に示されているか			10	185	
				・公園施設および植栽の維持管理業務は具体的に計画されているか(時期、期間、頻度等明確に記載されているか)			10		
				・利用者の増加を図るための具体的手法および期待される効果	6 利用促進策、利用者増への取組み		10		
・利用者の多様なニーズを的確に捉え、施設の有効活用、情報発信の観点から利用促進に繋がる計画となっているか				15					
・県民参加・県民協働に対する考え方が具体的に示されているか				10					
4 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること(4号)	・地域や関係団体との連携			・地域との連携が具体的に示されているか	7 地域や関係機関との連携	10	10		
		・サービ向上を図るための具体的手法および期待される効果	8 自主事業の運営	20					
		・自主事業の計画と当該公園の基本的な運営方針は整合しているか		10					
		・トラブル発生時に適切に対処し、利用者からの要望や苦情への対応方法について具体的に示されているか	9 利用者への対応	10					
・施設の活性化に寄与する新たな取組やチャレンジ性のある提案	・利用者の満足度を高める具体的な方策が示されているか		10	50					
	・利用適正化方策に関して、実効性のある提案内容となっているか	20 事業計画書	10						
・提案内容は県が求めている内容と整合し、利用者の快適性向上に結び付いているか	・収入、支出の積算と管理業務の実施計画との間で整合性が取れているか		10	20					
	・収入、支出の積算と管理業務の実施計画との間で整合性が取れているか	10 収支計画書	65						
・収支計画の内容、妥当性および実現の可能性	・良好な公園管理が持続的に可能かという観点から見て、収支計画の内容に妥当性があるか		4 実施計画書	20	125				
	・自主事業の収支が適切に計画されているか		8 自主事業の運営	20					
5 滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項(グループ申請の場合は、代表企業について該当する項目がある場合に加点を行う。)	・地域経済の活性化への配慮、行政目的の実現を図るための契約の活用	・県が示した管理料の参考額をどの程度下回っているか	10 収支計画書	10	85				
		・経費の削減が具体的に示されているか		10					
		・収入、支出の積算と管理業務の実施計画との間で整合性が取れているか		10					
		・類似施設の運営実績	・類似施設を良好に運営した実績はあるか		15 過去の事業実績		20	20	
			・その他適切な運営を行うための能力(災害対策等)	16 緊急時の体制および対策・防災対策	10				
		・危険管理の重要性を認識し初期対応等すぐに対応できる連絡体制や緊急時のバックアップ体制が具体的に示されているか	・県の地域防災計画に基づき、台風・地震等の異常気象・災害時に防災拠点としての対応ができる体制・行動計画が具体的に示されているか		17 環境への配慮		10	150	
			・環境への配慮が具体的に示されているか		10				
		・円滑な事務引継への取り組みが具体的に示されているか	・自己評価、モニタリングに対する取り組み状況はどうか		18 円滑な業務引継に向けての計画		10	60	
			・柔軟な考えでの取り組みが具体的に示されているか		19 特記事項		10		
		・社内本店を有する事業者であるか	・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けていること、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること		・会社定款		2	10	
・高年齢者雇用確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしていること			・労使協定または就業規則の該当箇所の写し	1					
・障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当すること	①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されていること		・①については、障害者雇用状況報告書の写し	2	10				
②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること		・②については、申立書の写し	2						
③しが障害者施設対応企業」の認定を受けていること		・③については、認定通知書(滋賀県発行)の写し	2						
④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること		・④については、認定通知書(労働局発行)の写し	1						
・「滋賀県女性活躍推進企業」の認定を受けていること、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること		・認定通知書(滋賀県発行)の写し、または認定通知書(労働局発行)の写し	2						
・環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けていること	①国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合している旨の認証		・①については、審査登録機関の証明書	1	10				
②一般財団法人持続性推進機構(平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関(持続性センター)の実施するエコアクション21の認証・登録		・②③④については、認証・登録証の写し	1						
③特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録									
④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証									
				500	500	500			

・審査基準および配点に基づく、選定すべき候補者の決定は、以下のア〜ウの順に行うこととする。

ア 各委員の採点を合計した点数が最も高い申請者

イ 最も高い採点をした委員の数が最も多い申請者

ウ 「2 施設の効用の最大化」、「3 経費の削減」に関する委員の採点を合計した点数が最も高い申請者

なお、これによっても選定すべき候補者が決定しない場合は、選定委員会において協議し、選定すべき候補者を決定する。

なお、選定基準ごと(滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項を除く)の採点合計および総合計点が6割未満の場合は、指定管理業務実施への支障が懸念されるとして、失格とする。

## 公園概要（湖岸緑地の南湖東岸地域）

## 1 公園概要

公園の名称 (施設の所在地)	施設の概要	施設設置の目的・役割	基本的な運営方針・維持管理 の考え方
山田新浜地区 (草津市)	公園面積 8.08ha 園路広場 多目的運動広場（北山 田4地区） 駐車場 5箇所 トイレ 3棟 移動式トイレ 2基	平成8年度に完了した琵琶湖総合開発計画に基づき、湖水位の低下による湖周辺の自然環境の保全と新しい湖辺の風景を創りだし、レクリエーション利用の増進を図るため、琵琶湖岸を公園化した。湖岸緑地内の樹木、草花、芝生等は、琵琶湖湖岸景観を構成する重要な要素であるとともに、治水機能を有する前浜などの環境特性にも十分配慮する必要がある。	日本最大の湖である琵琶湖の南部地域に位置し、親水レクリエーションや近江八景と謳われた景観保全の重要な部分として、歴史的背景も考慮した、自然環境の保全と回復を図る。マザーレイク21計画に基づき、湖岸の自然特性を活かしたビオトープネットワークの拡大と併せて、全国に誇れる観光資源としての活用にも取り組み、自然と人が調和した適正なレクリエーション利用の誘導を進める。
志那地区 (草津市)	公園面積 17.42ha 園路広場池 (志那3地区) 多目的運動広場 (志那3地区) 駐車場 8箇所 トイレ 4棟 移動式トイレ 4基	平成12年3月に策定した琵琶湖総合保全整備計画－マザーレイク21計画－に基づき、自然的環境・景観保全分野における取り組み目標を掲げ、琵琶湖生態系の保全・再生を目指している。利用計画とあわせて	
赤野井吉川地区 (守山市、 野洲市)	公園面積 19.02ha (17.26ha(守山市)、 1.76ha(野洲市)) 園路広場 駐車場 8箇所 トイレ 2棟 移動式トイレ 6基	、水辺エコトーンとして生態的機能の回復を図っていくことが課題であり、保全・再生が可能などころでは、自然の自己再生力を引き出しながら順応的に取り組み、ビオトープネットワークの拠点の確保と地域の緑づくり・まちづくりと一体となった湖岸緑地を創出する。	
湖岸緑地 中主吉川地区 (野洲市)	公園面積 15.99ha 園路広場 駐車場 3箇所 公衆トイレ 3棟 野鳥観察デッキ 1基		



## 2 管理運営目標

- (1) ゴミの持ち帰り啓発の徹底によるゴミ処理量の縮減  
＜目標＞ゴミ処分量年間1%の減
- (2) ゴミの持ち帰り、公園の適正利用の啓発  
＜目標＞公園の適正利用の推進啓発活動を10回/年実施
- (3) 自然観察会等の開催  
＜目標＞自然観察会等の参加者数延べ100人/年

## 3 その他留意事項

平成29年度の都市公園法の改正により県営都市公園の更なる利活用のため「公募設置管理制度」が創設されたことから、当県においても検討・導入を行っています。

今回の対象施設の一部においても、指定期間中に制度の候補地となる可能性があります。その際、指定管理業務の内容に変更が生じた場合、県と指定管理者が協議のうえ変更の対象とします。

### ① 山田新浜地区

- ・北山田4地区にある多目的運動広場は、令和6年度からは指定管理者が貸出業務を引き継ぐこととなります。
- ・冬季には多くの水鳥と共にコハクチョウが飛来し観測拠点となっているため、配慮が必要です。
- ・北山田地区は、マイパークサポーター制度によりサポーターの方々に活動していただき、年1回の協働点検と意見交換会を開催していますので指定管理者としてこの調整が必要となります。
- ・令和5年度から帰帆島地区において、インフラ設備（電気・上下水等）整備事業を開始しています。

### ② 志那地区

- ・志那3地区にある多目的運動広場は、貸出業務について継続的に志那町内会長に管理許可していますが、管理許可期限以降は指定管理者が貸出業務を引き継ぐこととなります。
- ・津田江2では、平成17年度から多自然型維持管理の実験を始めています。引き続いて、湖岸のビオトープの拠点のモデルとなるよう維持管理手法の確立が必要です。
- ・冬季には、多くの水鳥と共にコハクチョウが飛来するので配慮が必要です。
- ・マイパークサポーター制度によりサポーターの方々に活動していただき、年1回の協働点検と意見交換会を開催していますので、指定管理者としてこの調整が必要となります。
- ・令和5年度から志那1地区において、インフラ設備（電気・上下水等）整備事業を開始しています。

### ③ 赤野井吉川地区

- ・ヨシ群落保全条例に基づく地域指定があります。
- ・野洲川河口において、守山市がモニュメント広場を設置し、管理しています。

### ④ 中主吉川地区

- ・旧河畔林を対象に保全活動を行っている市民団体との協力関係を継続するための連絡調整が必要です。
- ・竹林の維持管理と活用に工夫が必要です。
- ・中主吉川地区は、マイパークサポーター制度によりサポーターの方々に活動していただき、年1回の協働点検と意見交換会を開催していますので、指定管理者としてこの調整が必要

となります。

- ・令和2年度から、公園利用者によるキャンプ・バーベキューの行為を禁止しています。

#### 4 「湖岸緑地の南湖東岸地域」維持管理基本水準書

注) この基準は、植物管理を行ううえでの目安であり、良好な状態が維持されれば、必ずしもこれに拘束されるものではありません。

公園名 湖岸緑地（山田新浜地区：帰帆島1～3、北山田1～4）

##### 管理項目

植栽管理		単位	規模	年回数	備考
高木管理					
剪定		本	577	3年に1回程度	必要木のみ
病虫害防除	剪定・焼却		随時	発生時	
〃	薬剤散布・注入		〃	発生時	
施肥			1式	3年に1回程度	
支柱撤去			1式	随時	必要木のみ
灌水			1式	随時	必要木のみ
枯損木処理			1式	随時	必要木のみ
低木管理					
刈り込み		m <sup>2</sup>	3,960	1回	
生け垣刈り込み		m	770	2回	
ハギ刈取り		〃	100	1回	
病虫害防除	薬剤散布・注入		随時	発生時	
施肥	低木		1式	3年に1回程度	
芝生管理					
芝刈り・除草	ハンドガイド式	m <sup>2</sup>	51,880	9回	刈放し
〃	肩掛け式	〃	4,820	9回	刈放し
〃	人力抜き取り	〃	2,440	9回	植栽地
管理施設工					
園内清掃			1式	2回/週以上	
施設点検			1式	2回/月	
公衆トイレ清掃	固定	棟	2	2回/週以上	
〃	エコ固定	〃	1	〃	
〃	移動式	基	2	〃	
公衆トイレ汲み取り	移動式	基	2	2回/月程度	
エコトイレ点検、給水、余剰水処理等		棟	1	定期点検4回 給水2回程度/週 余剰水処理等随時	管理マニュアルによる
移動式トイレ設備点検		基	2	2回	主要部材等の点検
遊具等施設					
組み合わせ遊具	木製	基	1	北山田4	

公園名 湖岸緑地（志那地区：志那1～3、津田江1～3）

管理項目

植栽管理		単位	規模	年回数	備考
高木管理					
剪定		本	1,262	3年に1回程度	必要木のみ
病虫害防除	剪定・焼却		随時	発生時	
〃	薬剤散布・注入		〃	発生時	
施肥			1式	3年に1回程度	
支柱撤去			1式	随時	必要木のみ
灌水			1式	随時	必要木のみ
枯損木処理			1式	随時	必要木のみ
低木管理					
刈り込み		m <sup>2</sup>	3,300	1回	
生け垣刈り込み		m	2,150	2回	
病虫害防除	薬剤散布		随時	発生時	
施肥	低木		1式	3年に1回程度	
芝生管理					
芝刈り・除草	ハンドガイド式	m <sup>2</sup>	74,200	9回	刈放し
〃	肩掛け式	〃	6,690	9回	刈放し
〃	人力抜き取り	〃	2,260	9回	植栽地
ヨシ管理					
ヨシ刈り取り		m <sup>2</sup>	1,070	1回	
管理施設工					
園内清掃			1式	2回/週以上	
公衆トイレ清掃	固定	棟	3	2回/週以上	
〃	エコ固定	〃	1	〃	
〃	移動式	基	4	〃	
公衆トイレ汲み取り	移動式	基	4	2回/月程度	
エコトイレ点検、給水、余剰水処理等		棟	1	定期点検4回 給水2回程度/週 余剰水処理等随時	管理マニュアルによる
上水道受水槽点検、清掃		箇所	1	2回/年以上、薬品投入は2回/月	
施設点検			1式	2回/月	
移動式トイレ等設備点検		基	4	2回	主要部材等の点検
貯水槽管理	消毒、機械点検、検査		1箇所	1～2回	

公園名 湖岸緑地（赤野井吉川地区：赤野井1～3、木浜1・2）

管理項目

植栽管理		単位	規模	年回数	備考
高木管理					
剪定		本	796	3年に1回程度	必要木のみ
病虫害防除	剪定・焼却		随時	発生時	
〃	薬剤散布・注入		〃	発生時	
施肥			1式	3年に1回程度	
支柱撤去			1式	随時	必要木のみ
灌水			1式	随時	必要木のみ
枯損木処理			1式	随時	必要木のみ
低木管理					
刈り込み		m <sup>2</sup>	2,080	1回	
生け垣刈り込み		m	2,640	2回	
病虫害防除	薬剤散布		随時	発生時	
施肥	低木		1式	3年に1回程度	
ハギ刈り取り		m <sup>2</sup>	100	1回	
芝生管理					
芝刈り・除草	ハンドガイド式	m <sup>2</sup>	59,400	9回	刈放し
〃	肩掛け式	〃	4,030	9回	刈放し
〃	人力抜き取り	〃	1,640	9回	植栽地
管理施設工					
園内清掃			1式	2回/週以上	
公衆トイレ清掃	エコ固定	棟	1	2回/週以上	
〃	移動式	基	4	〃	
公衆トイレ汲み取り	移動式	基	4	2回/月程度	
施設点検			1式	2回/月	
エコトイレ点検、給水、余剰水処理等		棟	1	定期点検4回 給水2回程度/週 余剰水処理等随時	管理マニュアルによる
移動式トイレ設備点検		基	4	2回	主要部材等の点検
貯水槽管理	消毒、機械点検、検査		1箇所	1～2回	
遊具等施設					
組み合わせ遊具	木製	基	3	木浜1	
滑り台		基	1	木浜1	

公園名 湖岸緑地（赤野井吉川地区：野洲川河口～吉川）

管理項目

植栽管理		単位	規模	年回数	備考
高木管理					
剪定		本	2,040	3年に1回程度	必要木のみ
病虫害防除	剪定・焼却		随時	発生時	
〃	薬剤散布・注入		〃	発生時	
施肥			1式	3年に1回程度	
支柱撤去			1式	随時	必要木のみ
灌水			1式	随時	必要木のみ
枯損木処理			1式	随時	必要木のみ
低木管理					
刈り込み		m <sup>2</sup>	2,520	1回	
藤棚剪定		〃	173	1回	
病虫害防除	薬剤散布		随時	発生時	
施肥	低木		1式	3年に1回程度	
芝生管理					
芝刈り・除草	ハンドガイド式	m <sup>2</sup>	64,500	9回	刈放し
〃	肩掛け式	〃	7,380	9回	刈放し
〃	人力抜き取り	〃	1,260	9回	植栽地
管理施設工					
園内清掃			1式	2回/週以上	
公衆トイレ清掃	エコ固定	棟	1	2回/週以上	
〃	移動式	基	2	2回/週以上	
公衆トイレ汲み取り	移動式	基	2	2回/月程度	
施設点検			1式	2回/月	
移動式トイレ設備点検		基	5	2回	主要部材等の点検
エコトイレ点検、給水、余剰水処理等		棟	1	定期点検4回 給水2回程度/週 余剰水処理等随時	管理マニュアルによる

公園名 湖岸緑地（中主吉川地区）

管理項目

植栽管理		単位	規模	年回数	備考
高木管理					
剪定		本	1式	3年に1回程度	必要木のみ
病虫害防除	剪定・焼却		随時	発生時	
〃	薬剤散布・注入		〃		
施肥			1式	3年に1回程度	
支柱撤去			1式	随時	必要木のみ
灌水			1式	随時	必要木のみ
枯損木処理			1式	随時	必要木のみ
低木管理					
刈り込み		m <sup>2</sup>	700		
病虫害防除	薬剤散布		随時	発生時	
施肥	低木		1式	3年に1回程度	
芝生管理					
芝刈り	機械刈り	m <sup>2</sup>	16,950	3回刈り	
除草工					
機械除草	肩掛け式	m <sup>2</sup>	71,110	1～2回以上	
竹林管理					
間引き			1式	1回	
管理施設工					
園内清掃			1式	2回/週以上	
公衆トイレ清掃	水洗	棟	3	2回/週以上	
施設点検			1式	2回/月	
運営管理					
ボランティア活動支援			1式	竹林保全活動（竹炭作り）	活動資材の支給等
休養施設等					
シェルター		基	1		
ベンチ		基	23		
スツール		基	8		
野外卓		基	4		
足洗い場		基	1		
デッキ		基	1		
八ッ橋		基	1		
野鳥観察デッキ		基	1		

## 公園概要（湖岸緑地の湖東湖北地域）

## 1 各公園の概要

公園の名称 (施設の所在地)	施設の概要	施設設置の目的・役割	基本的な運営方針・維持管理の 考え方
能登川地区 (東近江市)	公園面積 4.35ha 園路広場 駐車場 1箇所 トイレ 1棟	平成8年度に完了した琵琶湖総合開発計画に基づき、湖水位の低下による湖周辺の自然環境の保全と新しい湖辺の風景を創りだし、レクリエーション利用の増進を図るため、琵琶湖岸を公園化した。湖岸緑地内の樹木、草花、芝生等は、琵琶湖湖岸景観を構成する重要な要素であるとともに、治水機能を有する前浜などの環境特性にも十分配慮する必要がある。	日本最大の湖である琵琶湖の湖東から湖北地域に位置し、琵琶湖を代表する白砂青松の湖岸帯である。 親水レクリエーションや景観保全の重要な部分として、自然環境の保全と回復を図る。マザーレイク21計画に基づき、湖岸の自然特性を活かしたビオトープネットワークの拡大と併せて、全国に誇れる観光資源としての活用にも取り組み、自然と人が調和した適正なレクリエーション利用の誘導を進める。
新海薩摩地区 (彦根市)	公園面積 12.02ha 園路広場 多目的運動広場 (南三ツ谷地区) 駐車場 1箇所 トイレ 5棟	平成12年3月に策定した琵琶湖総合保全整備計画「マザーレイク21計画」に基づき、自然的環境・景観保全分野における取り組み目標を掲げ、琵琶湖生態系の保全・再生を目指している。利用計画とあわせて、水辺エコトーンとして生態的機能の回復を図っていくことが課題であり、保全・再生が可能などころでは、自然の自己再生力を引き出しながら順応的に取り組み、ビオトープネットワークの拠点の確保と地域の緑づくり・まちづくりと一体となった湖岸緑地を創出する。	
薩摩宇曾川地区 (彦根市)	公園面積 10.02ha 園路広場 駐車場 6箇所 トイレ 3棟		
曾根沼地区 (彦根市)	公園面積 30.41ha 園路広場 駐車場 3箇所 トイレ 2棟		
犬上川大藪地区 (彦根市)	公園面積 3.08ha 園路広場 池 トイレ 1棟		
松原米川地区 (彦根市、近江町、長浜市)	公園面積 9.43ha(2.95ha(彦根市)、1.39ha(米原市)、5.09ha(長浜市)) 園路広場 駐車場 6箇所 トイレ 5棟 移動式トイレ 1基		
長浜南浜地区 (長浜市)	公園面積 12.91ha (2.71ha(長浜市)、10.20ha(旧びわ町)) 園路広場 池(浜湖月北) 駐車場 6箇所		

	トイレ 5棟 移動式トイレ 3基	
大浜安養寺地区 (長浜市)	公園面積 2.79ha 園路広場	

## 2 管理運営目標

- (1) ゴミの持ち帰り啓発の徹底によるゴミ処理量の縮減  
  - <目標> ゴミ処分量年間1%の減
- (2) ゴミの持ち帰り、公園の適正利用の啓発  
  - <目標> 公園の適正利用の推進啓発活動を10回/年実施
- (3) 自然観察会等の開催  
  - <目標> 自然観察会等の参加者数延べ100人/年

## 3 その他留意事項

平成29年度の都市公園法の改正により都市公園の更なる利活用のため「公募設置管理制度」が創設されたことから、当県においても検討・導入を行っています。

今回の対象施設の一部においても、指定期間中に制度の候補地となる可能性があります。その際、指定管理業務の内容に変更が生じた場合、県と指定管理者が協議のうえ変更の対象とします。

### ① 能登川地区

- ・ヨシ群落保全条例に基づく地域指定があります。

### ② 新海薩摩地区

- ・多目的運動広場の利用調整  
  - (自由使用の施設ですが、利用者が輻輳するため、彦根市役所稲枝支所に利用調整をお願いしています。)
- ・一部の松林は、防風保安林に指定されており、中部森林整備事務所が管理しているので、調整が必要です。
- ・夏期には、彦根市営新海浜水泳場が開設されます。
- ・ヨシ群落保全条例に基づく地域指定があります。
- ・地域自治会など各種団体の協力を得て維持管理を行っています。

### ③ 薩摩宇曾川地区

- ・地域自治会など各種団体の協力を得て維持管理を行っています。

### ④ 曾根沼地区

- ・ヨシ群落保全条例に基づく地域指定があります。
- ・ハンゲショウなどの希少植物が生育しています。
- ・野鳥観察施設や外来魚回収ボックスが設置されています。(県自然環境保全課が設置管理)

### ⑤ 犬上川大藪地区

- ・芝生広場を地域の方がグランドゴルフに日常的に使用されていますので配慮が必要です。

### ⑥ 松原米川地区



- ・夏期に彦根市営の松原水泳場が開設されます。
- ・ヨシ群落保全条例に基づく地域指定があります。
- ・地域自治会など各種団体の協力を得て維持管理を行っています。
- ・平成30年のみどりの愛護のつどいでの記念植樹の養生をしてください。

⑦ 長浜南浜地区

- ・夏期に長浜市営の南浜水泳場が開設されます。
- ・地域自治会など各種団体の協力を得て維持管理を行ってきています。
- ・ヨシ群落保全条例に基づく地域指定があります。

⑧ 大浜安養寺地区

- ・ヨシ群落保全条例に基づく地域指定があります。

4 維持管理基本水準書

注) この基準は、植物管理を行ううえでの目安であり、良好な状態が維持されれば、必ずしもこれに拘束されるものではありません。

公園名 湖岸緑地（能登川地区：栗見新田、栗見出在家）

管理項目

植栽管理		単位	規模	年回数	備考
高木管理					
剪定		本	1,436	3年に1回程度	必要木のみ
病虫害防除	剪定・焼却		随時	発生時	
〃	薬剤散布・注入		〃	発生時	
施肥			1式	3年に1回程度	必要木のみ
支柱撤去			1式	随時	必要木のみ
枯損木処理			1式	随時	必要木のみ
低木管理					
低木刈り込み		m <sup>2</sup>	2,400	1回	
広場管理					
除草	ハンドガイド式	m <sup>2</sup>	6,300	3回	刈放し
〃	人力抜き取り	〃	11,100	3回	植栽地、堤外
管理施設工					
園内清掃		m <sup>2</sup>	21,000	2回/週以上	
公衆トイレ清掃	固定 水洗	棟	1	2回/週以上	
施設点検			1式	2回/月	

公園名 湖岸緑地（新海薩摩地区：新海、田附、南三ツ谷）

管理項目

植栽管理		単位	規模	年回数	備考
高木管理					
剪定		本	530	3年に1回程度	必要木のみ
病虫害防除	剪定・焼却		随時	発生時	
〃	薬剤散布		〃	発生時	
〃	マツ樹幹注入		〃	彦根市域で約500本に1回	
施肥			1式	3年に1回程度	
支柱撤去			1式	随時	必要木のみ
灌水			1式	随時	必要木のみ
枯損木処理			1式	随時	必要木のみ
低木管理					
低木刈り込み		m <sup>2</sup>	6,000	1回	
広場管理					
除草	機械	m <sup>2</sup>	11,100	5回	刈放し
芝刈り・除草	機械	m <sup>2</sup>	53,100	5回	刈放し
管理施設工					
園内清掃		m <sup>2</sup>	80,500	2回/月	
公衆トイレ清掃	固定	棟	4	2回/週以上	
〃	固定エコ	〃	1	〃	
〃	移動式	基	4	2回/週以上	
公衆トイレ汲み取り		箇所	2	1回/2月程度	
施設点検			1式	2回/月	
エコトイレ点検、給水、余剰水処理等		棟	1	定期点検4回 給水2回程度/週 余剰水処理等随時	管理マニュアルによる
遊具等施設					
平行棒		基	1	南三ツ谷	
鋼管登り		〃	1	南三ツ谷	
組合せ遊具		〃	1	南三ツ谷	
ミンカー(スポーツ遊具)	〃	1	南三ツ谷		
チンニングバー		〃	1	南三ツ谷	
背のばしベンチ		〃	1	南三ツ谷	
ジャンプステップ		〃	1	南三ツ谷	
ウェーブ平行棒		〃	1	南三ツ谷	
座位体前屈		〃	1	南三ツ谷	
上体そらし		〃	1	南三ツ谷	
ストレッチチェアー		〃	1	南三ツ谷	
ジャンプタッチ		〃	1	南三ツ谷	
ツイストバー		〃	1	南三ツ谷	

公園名 湖岸緑地（薩摩宇曾川地区：柳川、薩摩、下石寺、三津屋）

管理項目

植栽管理		単位	規模	年回数	備考
高木管理					
剪定		本	1035	3年に1回程度	必要木のみ
病虫害防除	剪定・焼却		随時	発生時	
〃	薬剤散布		〃	発生時	
〃	マツ樹幹注入			彦根市域で約500本に1回	
施肥			1式	3年に1回程度	
支柱撤去			1式	随時	必要木のみ
灌水			1式	随時	必要木のみ
枯損木処理			1式	随時	必要木のみ
低木管理					
低木刈り込み		m <sup>2</sup>	900	1回	
広場管理					
除草	機械	m <sup>2</sup>	41,000	5回	刈放し
管理施設工					
園内清掃		m <sup>2</sup>	120,100	2回/週以上	
公衆トイレ清掃	固定 水洗	棟	3	2回/週以上	
施設点検			1式	2回/月	
遊具等施設					
ブランコ	2連	基	2	柳川	
滑り台		基	1	柳川	
健康ベンチ		基	1	柳川	
鉄棒	3連	基	1	下石寺	
トンネル遊具		基	1	下石寺	
ブランコ	2連	基	1	下石寺	
シーソー	2連	基	1	下石寺	
滑り台		基	1	下石寺	

公園名 湖岸緑地（曾根沼地区）

管理項目

植栽管理		単位	規模	年回数	備考
高木管理					
剪定		本	450	3年に1回程度	必要木のみ
病虫害防除	剪定・焼却		随時	発生時	
〃	薬剤散布		〃	発生時	
〃	マツ樹幹注入			彦根市域で約500本に1回	
施肥			1式	3年に1回程度	
支柱撤去			1式	随時	必要木のみ
灌水			1式	随時	必要木のみ
枯損木処理			1式	随時	必要木のみ
低木管理					
低木刈り込み		m <sup>2</sup>	2,400	1回	
病虫害防除	薬剤散布		随時	発生時	
施肥	低木		1式	3年に1回程度	
広場管理					
除草	機械	m <sup>2</sup>	63,800	草5回、芝3回以上	
芝刈	機械	m <sup>2</sup>	1,830	2回	
管理施設工					
園内清掃		m <sup>2</sup>	90,500	2回/週以上	
〃	固定 水洗	〃	1	〃	
〃	エコトイレ	棟	1	2回/週以上	
合併処理槽清掃		m <sup>3</sup>	15	2回	
合併処理槽点検		回	5	2回	
エコトイレ点検、給水、余剰水処理等		棟	1	定期点検4回 給水2回程度/週 余剰水処理等随時	管理マニュアルによる
施設点検			1式	2回/月	
遊具等施設					
組み合わせ遊具	木製	基	1		

公園名 湖岸緑地（犬上川大藪地区：八坂、大藪）

管理項目

植栽管理		単位	規模	年回数	備考
高木管理					
剪定		本	130	3年に1回程度	必要木のみ
病虫害防除	剪定・焼却		随時	発生時	
〃	薬剤散布		〃	発生時	
〃	マツ樹幹注入			彦根市域で約500本に1回	
施肥			1式	3年に1回程度	
支柱撤去			1式	随時	必要木のみ
灌水			1式	随時	必要木のみ
枯損木処理			1式	随時	必要木のみ
低木管理					
低木刈り込み		m <sup>2</sup>	200	1回	
病虫害防除	薬剤散布		随時	発生時	
施肥	低木		1式	3年に1回程度	
広場管理					
除草	機械	m <sup>2</sup>	13,800	5回	刈放し
芝刈	機械	m <sup>2</sup>	4,180	5回	刈放し
管理施設工					
園内清掃		m <sup>2</sup>	19,500	2回/週以上	
公衆トイレ清掃	固定 水洗	棟	1	2回/週以上	
施設点検			1式	2回/月	

公園名 湖岸緑地（松原米川地区：松原）

管理項目

植栽管理		単位	規模	年回数	備考
高木管理					
剪定		本	270	3年に1回程度	必要木のみ
病虫害防除	剪定・焼却		随時	発生時	
〃	薬剤散布		〃	発生時	
〃	マツ樹幹注入			彦根市域で約500本に1回	
施肥			1式	3年に1回程度	
支柱撤去			1式	随時	必要木のみ
灌水			1式	随時	必要木のみ
枯損木処理			1式	随時	必要木のみ
低木管理					
低木刈り込み		m <sup>2</sup>	500	1回	
病虫害防除	薬剤散布		随時	発生時	
施肥	低木		1式	3年に1回程度	
広場管理					
除草	機械	m <sup>2</sup>	9,000	8回	刈放し
〃	人力抜き取り	m <sup>2</sup>	800	4回	
管理施設工					
園内清掃		m <sup>2</sup>	38,200	2回/週以上	
公衆トイレ清掃	固定 水洗	棟	2	2回/週以上	
施設点検			1式	2回/月	

公園名 湖岸緑地（松原米川地区：宇賀野、長沢）

管理項目

植栽管理		単位	規模	年回数	備考
高木管理					
剪定		本		3年に1回程度	必要木のみ
病虫害防除	剪定・焼却		随時	発生時	
〃	薬剤散布		〃	発生時	
〃	マツ樹幹注入				
施肥			1式	3年に1回程度	
支柱撤去			1式	随時	必要木のみ
灌水			1式	随時	必要木のみ
枯損木処理			1式	随時	必要木のみ
低木管理					
芝生管理					
芝刈	機械	m <sup>2</sup>	3,500	7回	刈放し
広場管理					
除草	機械	m <sup>2</sup>	10,500	7回	刈放し
〃	人力抜き取り	m <sup>2</sup>	300	7回	
管理施設工					
園内清掃		m <sup>2</sup>	14,300	2回/週以上	
施設点検			1式	2回/月	

公園名 湖岸緑地（松原米川地区：田村、さいかち浜）

管理項目

植栽管理		単位	規模	年回数	備考
高木管理					
剪定		本	389	3年に1回程度	必要木のみ
病虫害防除	剪定・焼却		随時	発生時	
〃	薬剤散布		〃	発生時	
〃	マツ樹幹注入		〃		
施肥			1式	3年に1回程度	
支柱撤去			1式	随時	必要木のみ
灌水			1式	随時	必要木のみ
枯損木処理			1式	随時	必要木のみ
低木管理					
刈り込み		m <sup>2</sup>	3,730	1回	
病虫害防除	薬剤散布		随時	発生時	
施肥	低木		1式	3年に1回程度	
広場管理					
除草	機械	m <sup>2</sup>	39,600	5回	刈放し
管理施設工					
園内清掃		m <sup>2</sup>	45,200	2回/週以上	
公衆トイレ清掃	固定	棟	3	2回/週以上	
〃	移動	基	1	〃	
公衆トイレ汲み取り		箇所	3	1回/2月程度	
施設点検			1式	2回/月	
遊具等施設					
組合せ遊具		基	1	田村	

公園名 湖岸緑地（長浜南浜地区：長浜）

管理項目

植栽管理		単位	規模	年回数	備 考
高木管理					
剪定		本	356	3年に1回程度	必要木のみ
病虫害防除	剪定・焼却		随時	発生時	
〃	薬剤散布		〃	発生時	
〃	マツ樹幹注入		〃		
施肥			1式	3年に1回程度	
支柱撤去			1式	随時	必要木のみ
灌水			1式	随時	必要木のみ
枯損木処理			1式	随時	必要木のみ
低木管理					
刈り込み		m <sup>2</sup>	5,531	1回	
病虫害防除	薬剤散布		随時	発生時	
施肥	低木		1式	3年に1回程度	
広場管理					
除草	機械	m <sup>2</sup>	48,400	5回	刈放し
管理施設工					
園内清掃		m <sup>2</sup>	16,650	2回/週以上	
公衆トイレ清掃	固定 水洗	棟	2	2回/週以上	
修景池施設	点検、清掃		1式	1回/年以上	浜湖月
施設点検			1式	2回/月	

公園名 湖岸緑地（長浜南浜地区：細江、川道、長浜南浜、姉川河口）

管理項目

植栽管理		単位	規模	年回数	備考
高木管理					
剪定		本	1,221	3年に1回程度	必要木のみ
病虫害防除	剪定・焼却		随時	発生時	
〃	薬剤散布		〃	発生時	
施肥			1式	3年に1回程度	
支柱撤去			1式	随時	必要木のみ
灌水			1式	随時	必要木のみ
枯損木処理			1式	随時	必要木のみ
低木管理					
刈り込み		m <sup>2</sup>	2,750	1回	
病虫害防除	薬剤散布		随時	発生時	
施肥	低木		1式	3年に1回程度	
広場管理					
除草	機械	m <sup>2</sup>	85,450	5回	刈放し
〃	人力抜き取り	m <sup>2</sup>	650	5回	
管理施設工					
園内清掃		m <sup>2</sup>	69,240	2回/週以上	
公衆トイレ清掃	固定 水洗	棟	3	2回/週以上	
〃	移動	基	3	〃	
公衆トイレ汲み取り		箇所	3	1回/月程度	
施設点検			1式	2回/月	

公園名 湖岸緑地（大浜安養寺地区：大浜、八木浜）

管理項目

植栽管理		単位	規模	年回数	備考
高木管理					
剪定		本	350	3年に1回程度	必要木のみ
病虫害防除	剪定・焼却		随時	発生時	
〃	薬剤散布		〃	発生時	
施肥			1式	3年に1回程度	
支柱撤去			1式	随時	必要木のみ
灌水			1式	随時	必要木のみ
枯損木処理			1式	随時	必要木のみ
広場管理					
除草	機械	m <sup>2</sup>	1,700	3回	刈放し
管理施設工					
園内清掃		m <sup>2</sup>	6,000	2回/週以上	
施設点検			1式	2回/月	